# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年9月22日 |
| 【計算期間】 | 第12特定期間（自　2021年12月23日　至　2022年6月22日） |
| 【ファンド名】 | ＧＳ エマージング通貨債券ファンド（米ドル売り円買い） |
| 【発行者名】 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役　　小林　悦子（旧姓　小林） |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部　　山﨑　誠吾 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー |
| 【電話番号】 | 03－6437－6000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） | 独立区分 | 補足分類 |
|---|---|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国　　内<br>海　　外<br>内　　外 | 株　　式<br>債　　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>資産複合 | ＭＭＦ<br>ＭＲＦ<br>ＥＴＦ | インデックス型<br>特殊型<br>（　　） |

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス | 特殊型 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券))<br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br>年２回<br>年４回<br>年６回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月)<br>日々<br>その他<br>(　　) | グローバル<br>(　　)<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ | あり<br>なし※ | 日経225<br>ＴＯＰＩＸ<br>その他(　　) | ブル・ベア型<br>条件付運用型<br>ロング・ショート型<br>絶対収益追求型<br>その他<br>(　　) |

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※　米ドル売り円買いの為替予約取引を行うことにより、米ドルと投資対象国通貨間の為替変動リスクが生じます。そのため、「為替ヘッジなし」と分類しています。
・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
・エマージング・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み　２．ファンドの関係法人　①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　ｂ．受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは「ＧＳエマージング通貨債券ファンド」および「ＧＳエマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース」とは別のファンドであり、決算頻度および分配方針等が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

＜ファンドのポイント＞

1. エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引*を行い、米ドルに対するエマージング通貨の上昇機会を追求します。
2. 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを追求します。
3. 原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。

* 為替予約取引には、米ドルと円の短期金利差が目安となるコスト（プレミアムになる場合もあります。）がかかります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

（２）【ファンドの沿革】

| | |
|---|---|
| 2016年9月12日 | 信託設定日および運用開始日 |
| 2021年3月23日 | 信託期間の延長（2028年3月22日まで） |

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

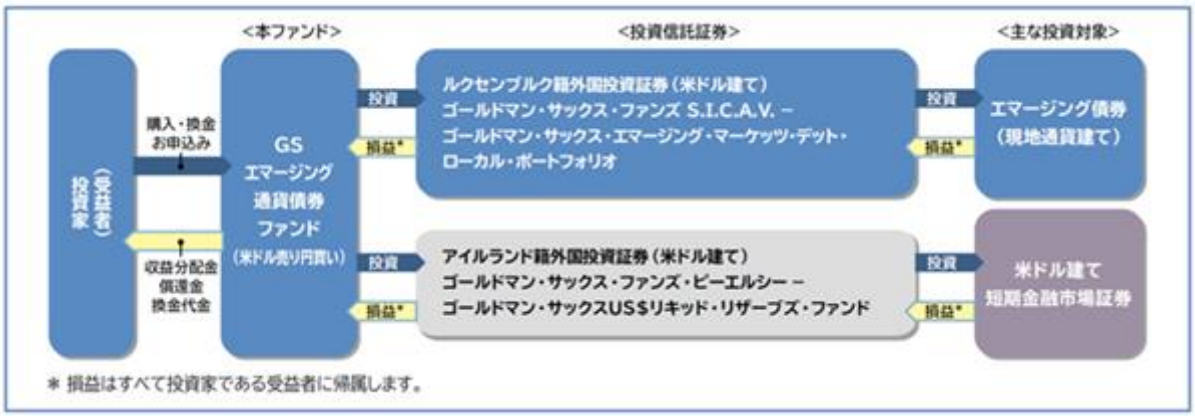


各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ」で組入れる債券については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

**投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。**

## ２．ファンドの関係法人

### ①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

**ａ．委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)**

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

**ｂ．受託会社(三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))**

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

**ｃ．販売会社**

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

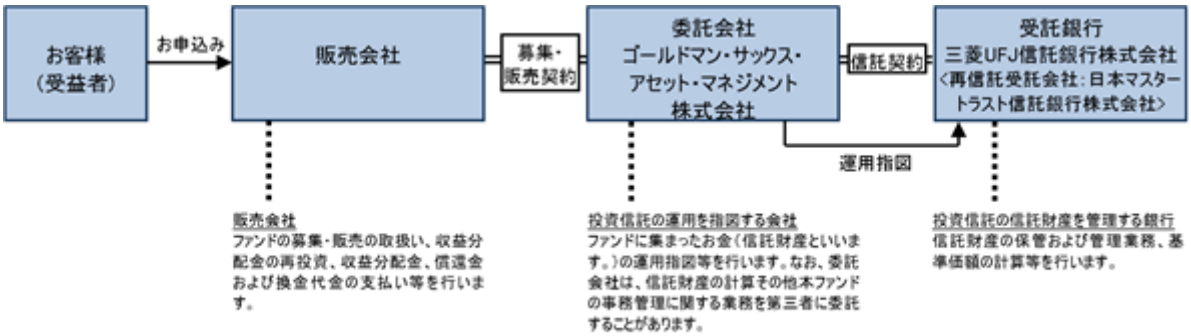


**＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは**

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2022年6月末現在、グループ全体で2兆2,708億米ドル（約310兆円＊）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝136.68円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

### ②　委託会社等の概況

**ａ．資本金**

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です(本書提出日現在)。

**ｂ．沿革**

| | |
|---|---|
| 1996年２月６日 | 会社設立 |
| 2002年４月１日 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更 |

**ｃ．大株主の状況**

（本書提出日現在）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数<br>(株) | 所有比率<br>(%) |
|---|---|---|---|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地 | 6,400 | 100 |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

**a．基本方針**

本ファンドは、信託財産の信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

**b．本ファンドの運用方針**

① 主としてエマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

② 外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引等を行います。

③ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

**ｃ．本ファンドの特色**

**＜エマージング諸国の成長力＞**

エマージング諸国の経済成長率は先進国を上回り、相対的に高い水準を維持してきました。

期間：2012年～2025年（2022年以降は2022年4月における予測値）
出所：IMF（国際通貨基金）（World Economic Outlook, April 2022）
「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類 経済成長率は実質GDP成長率
上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は資料作成時点のものであり、情報提供を目的とするものです。経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。予測値の達成を保証するものではありません。

**＜金利収入の積み上げがパフォーマンスに貢献＞**

エマージング債券への投資では、相対的に高い金利収入を長期にわたって積み上げることで、長期的に良好なリターンが期待できます。また、通貨価値が上昇（下落）した場合には、通貨価値の変動などからのリターンがパフォーマンスにプラス（マイナス）に寄与します。足元、通貨のリターンは大幅なマイナスとなっていますが、長期的には相対的に高い金利収入がプラスに寄与し、トータル・リターンではプラスとなっています。

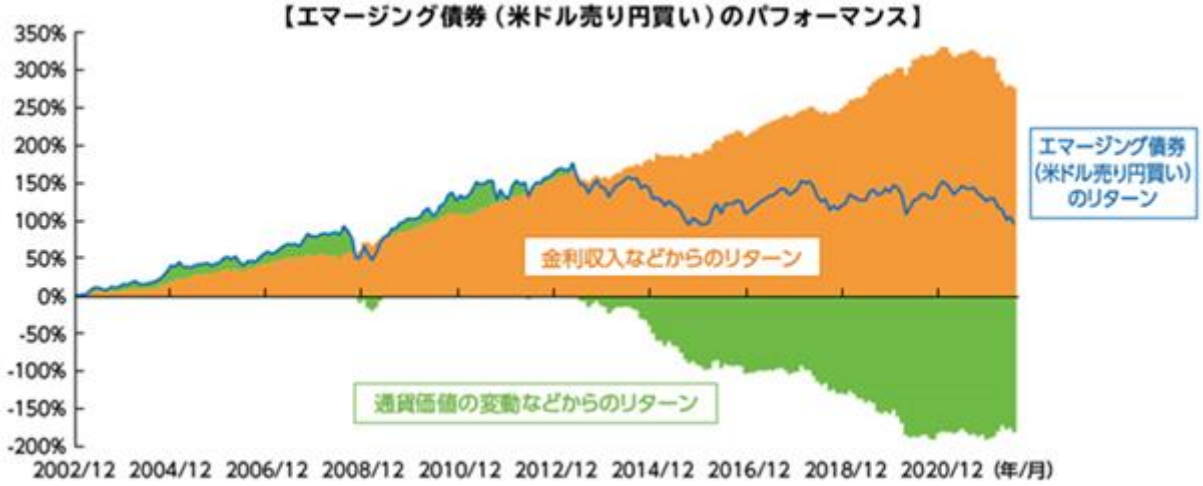


期間：2002年12月末～2022年6月末
出所：JPモルガン、ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

エマージング債券（米ドル売り円買い）のリターン：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース）のリターンから為替予約取引コストを控除して算出（取引コストの計算には米ドルと日本円の1ヵ月金利差を使用）
金利収入などからのリターン：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（現地通貨ベース）のリターン（債券価格の変動も含みます）
通貨価値の変動などからのリターン：「エマージング債券（米ドル売り円買い）のリターン」から「金利収入などからのリターン」を差引いて算出（為替予約取引コストを含みます）。
（すべて2002年12月末を0として算出）
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。

**エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは後記「3．投資リスク」をご覧ください。**

**＜エマージング債券投資のリスク＞**

エマージング諸国の債券市場は、過去の経済危機時には一時的に大幅な下落を経験しましたが、長期では先進国債券のパフォーマンスを上回る傾向にあります。

期間：2002年12月末～2022年6月末（2002年12月末を100として指数化）
出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
エマージング債券（米ドル売り円買い）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース）のリターンから為替予約取引コストを控除して算出（取引コストの計算には米ドルと日本円の1ヵ月金利差を使用）
先進国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ベース）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況 （参考）運用実績」をご覧ください。**

**＜エマージング通貨投資のリスク（対米ドル）＞**

エマージング通貨は、一般的には先進国の通貨と比較して、価格変動リスクが大きい傾向にありますが、通貨を分散することによりリスクの低減が見込まれます。

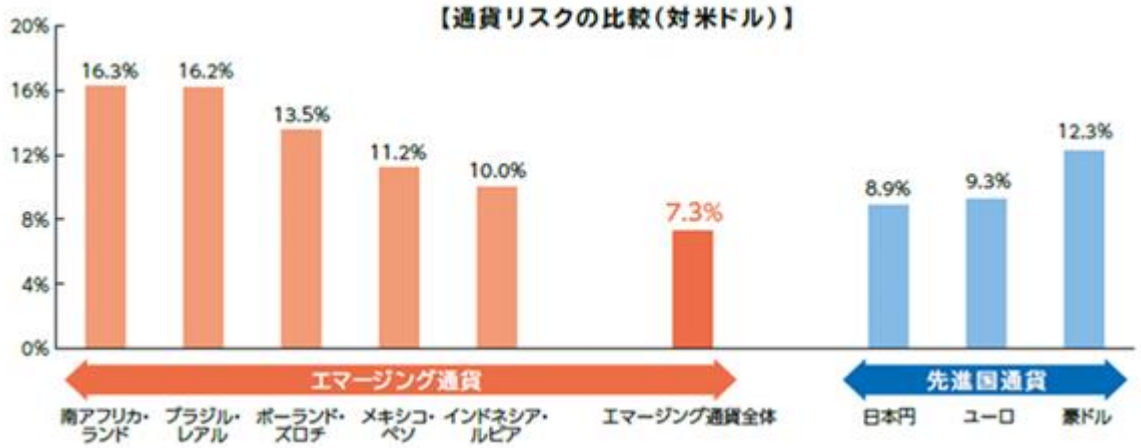


※エマージング通貨については金利収入を含みます。
期間：2002年12月末～2022年6月末
出所：ブルームバーグ
エマージング通貨：JPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラス（米ドル・ベース）およびその構成国の月次リターンの年率標準偏差
先進国通貨：各通貨の対円為替レートの月次リターンの年率標準偏差

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

**エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは後記「3．投資リスク」をご覧ください。**

**＜米ドル売り円買いとは＞**

**本ファンドでは、米ドル売り円買いの為替予約取引*を行うことで、米ドルに対するエマージング通貨の上昇機会を追求します。**

**■実質的に米ドルから現地通貨建てエマージング債券へ投資した場合と同様の投資効果をねらいます。**
**■実質的に世界の基軸通貨である米ドルをベースとすることにより、グローバルな潮流を捉えることをめざします。**
**■実質的に米ドルをベースとすることにより、本ファンドでは、米ドルとエマージング通貨間の為替変動リスクを伴います。**

*** 本ファンドは、エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とする米ドル建ての投資信託証券に投資を行い、米ドル売り円買いの為替予約取引を行います。為替予約取引において、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、その金利差がコスト（損失）の目安となります。逆の場合には、その金利差がプレミアム（収益）の目安となります。**

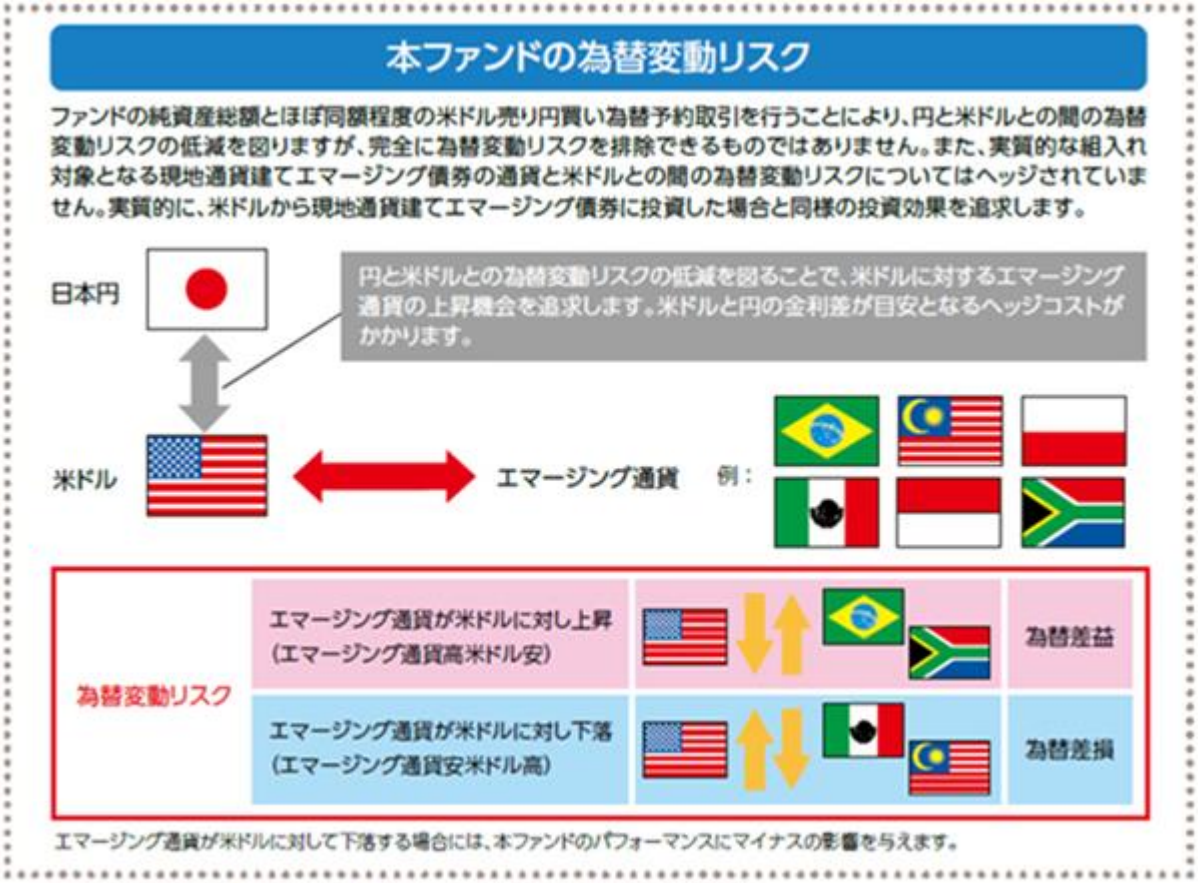

上記は為替変動による損益の仕組みを例示をもって理解していただくための概念図です。

**エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは後記「3．投資リスク」をご覧ください。**

**＜ファンドの運用＞**

**本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。**

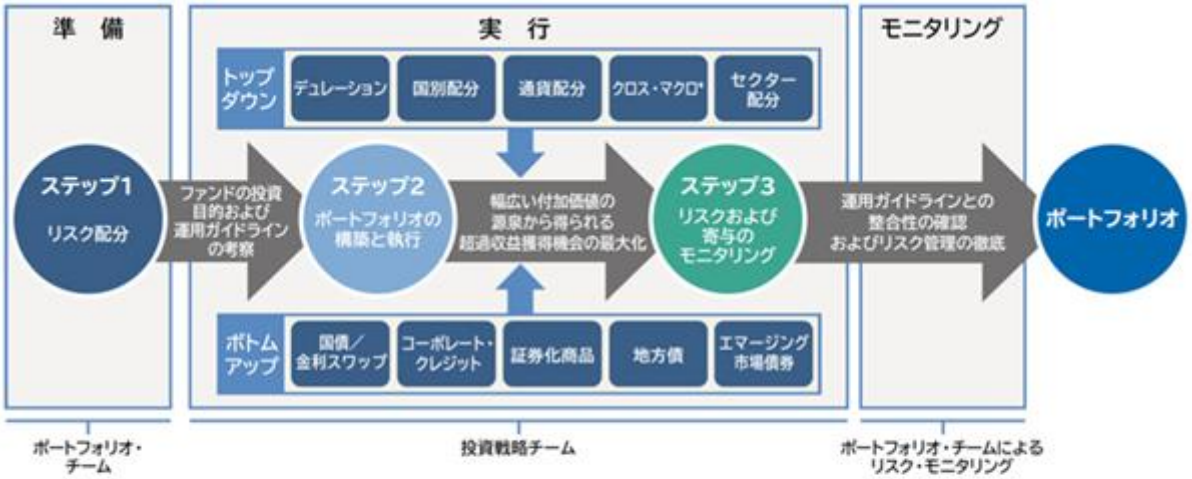


＊「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。
本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

**銘柄選定のフロー**

上記は概念図です。
エマージング諸国における有事（経済危機、政治不安、戦争等）の際には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第２項に規定する短期外債をいいます。)

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし４．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

| | |
|---|---|
| ファンド名 | ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.<br>－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ |
| ファンド形態 | ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て） |
| 投資目的 | エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。 |
| ベンチマーク | ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース） |
| 主な投資対象 | ①　主にエマージング諸国の現地通貨建ての国債および社債に投資します。<br>②　金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、ＮＤＦ等）などにも投資できます。 |
| 主な投資制限 | ①　単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。<br>②　信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 |
| 運用報酬等 | 運用報酬：　年率0.80%*<br>申込手数料：　なし<br>解約手数料：　なし<br>信託財産留保額：　なし<br>その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 |
| 管理会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー<br>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド |

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

*上記の数値は実質的な信託報酬率です。上記投資信託証券の運用報酬の一部（年率1.00%のうち、年率0.20%）は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な信託報酬率は年率0.80%となります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

| | |
|---|---|
| ファンド名 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー<br>－ゴールドマン・サックスＵＳ＄リキッド・リザーブズ・ファンド |
| ファンド形態 | アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て） |
| 投資目的 | 元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。 |
| 運用の基本方針等 | ①　主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。<br>②　高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。<br>③　原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 |
| 主な投資対象 | 米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券 |
| 主な投資制限 | ① 通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。<br>② 他の投資信託証券への投資は行いません。 |
| 運用報酬等 | 運用報酬　：　年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。<br>申込手数料：　なし<br>解約手数料：　なし（一定の条件下を除く） |
| 管理会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービシズ・リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

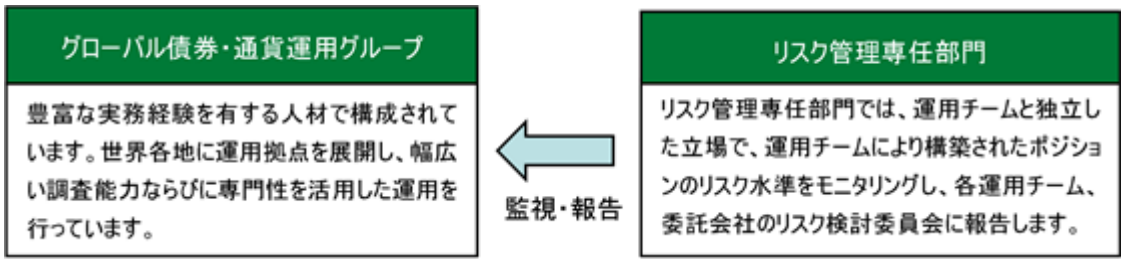


（注１）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（４）【分配方針】

2016年12月22日以降、毎月決算を行い、毎決算時(毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

②分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口＝1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※１　一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

※２　自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

※３　自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

＜収益分配金に関わる留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

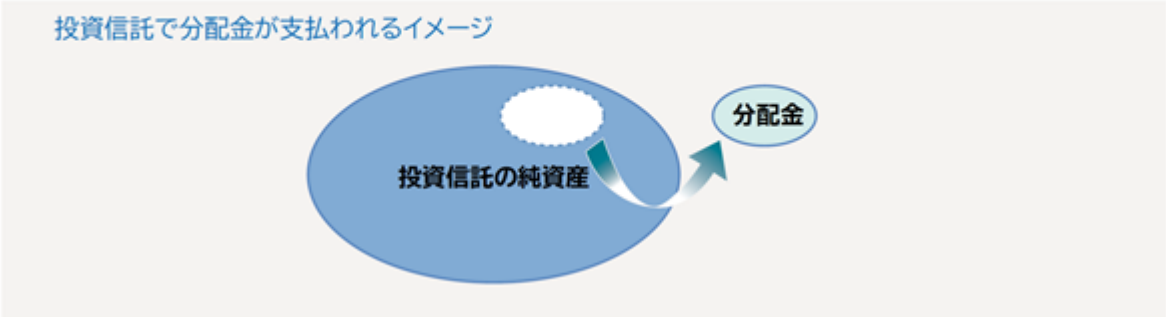

**分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。**
**計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。**

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

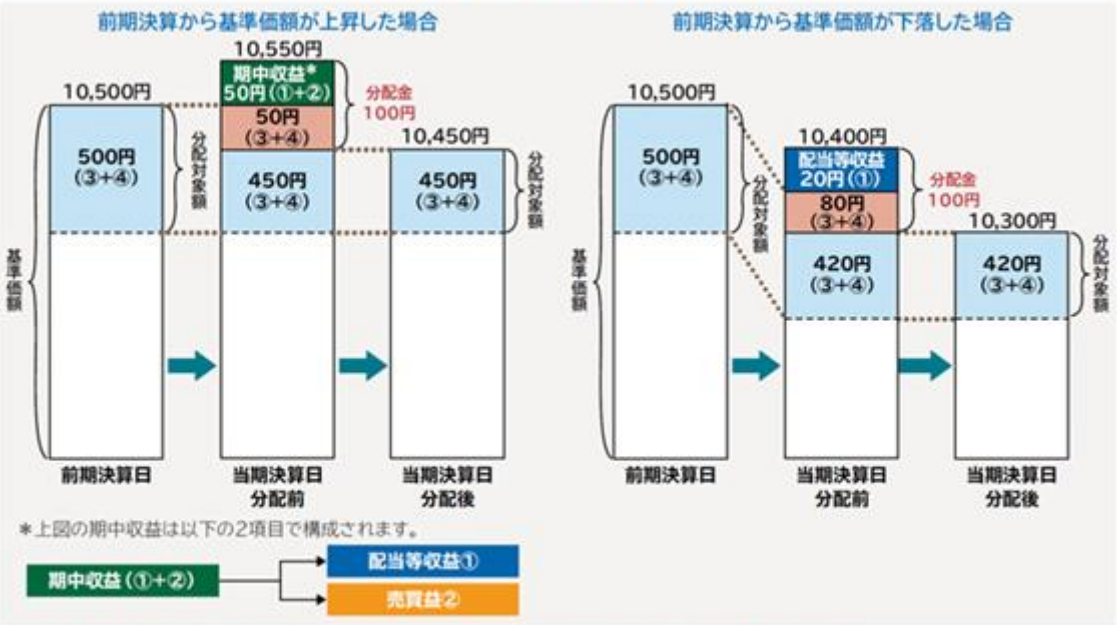


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

**投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。**

普通分配金 ： 個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金） ： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

**（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況　4　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。**

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

### ① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

### ② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

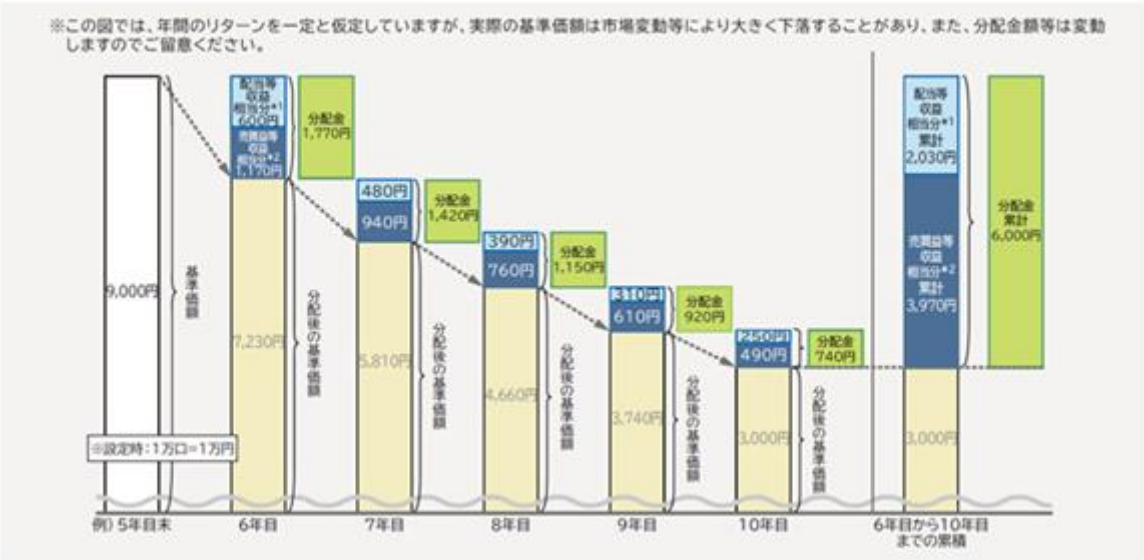


＊1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。
＊2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。
（注）上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２．株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。

３．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

４．指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。

５．有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

６．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

７．組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

８．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

２．外国為替予約の運用指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

３．資金の借入れ（信託約款第29条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

## ３【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

１．エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、エマージング諸国の債券は、先進国の通貨建債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

２．債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

３．為替変動リスク

本ファンドは、実質外貨建資産の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引を行いますが、投資信託証券を通じて保有する実質投資対象はエマージング市場の現地通貨建ての証券であるため、結果としてエマージング通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。なお、本ファンドにおいて、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図るための為替予約取引（ヘッジ取引）を行いますが、為替変動リスクは完全に排除できるものではありません。また、円と米ドルのヘッジ取引により、エマージング通貨と米ドルとの為替変動の影響で本ファンドのパフォーマンスが低下（エマージング通貨が米ドルに対し下落した場合に為替差損が発生）する場合があります。なお、為替取引を行うにあたり取引コストがかかります（取引コストとは、為替取引を行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

４．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

５．デリバティブ取引のリスク

本ファンドが組入れる投資信託証券では債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社および投資顧問会社の見通しと異なっ

た場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、これらデリバティブを債券に組み込んだ仕組債に投資する場合には、当該債券の発行体の信用リスクも伴います。

６．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託証券に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(f) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30％の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30％の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

### (3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

**本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

**本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 本ファンドの設定日が2016年9月12日のため、本ファンドの年間騰落率は本ファンド設定1年後の2017年9月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しており、過去5年分のデータではありません。

- 各資産クラスの指数
  日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
  日本国債：NOMURA-BPI 国債
  先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

(a) 3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### （３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.023%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

| 支払先 | 役務の内容 | 配分 |
|---|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等 | 年率0.055%（税抜0.05%） |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 | 年率0.935%（税抜0.85%） |
| 受託銀行 | ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行　等 | 年率0.033%（税抜0.03%） |

ただし、組入れる投資信託証券において、ファンドの運用等の対価として年率0.80%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.823%（税込）程度となります。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（参考）組入れる投資信託証券の運用報酬等

| 投資信託証券の名称 | 運用報酬率（年率） |
|---|---|
| ルクセンブルク籍外国投資証券<br>ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ | 年率0.80%＊1 |
| アイルランド籍外国投資証券<br>ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー　－ゴールドマン・サックスＵＳ＄リキッド・リザーブズ・ファンド | 年率0.35%＊2 |

＊１ 上記のほか、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

＊２ 管理報酬、保管費用等を含む上限。

※ 詳しくは前記「第１ ファンドの状況　２ 投資方針　(2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合＊1

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 収益分配時 | 所得税および地方税 | 普通分配金×20.315%＊2 |
| 換金時<br>（解約請求による場合） | 所得税および地方税 | 譲渡益×20.315%＊2 |
| 償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡益×20.315%＊2 |

＊1　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊2　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。
元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。
なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。
本ファンドは、税法上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAの非課税期間内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

**＜換金時および償還時の課税について＞**

**① 個人の受益者に対する課税**

**換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。**

**なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。**

**・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）**

**譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。**

**また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。**

**② 法人の受益者に対する課税**

**換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。**

**なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。**

**・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）**

## 5【運用状況】

### （1）【投資状況】

（2022年６月30日現在）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資証券 | ルクセンブルク | 4,284,854,401 | 98.08 |
| | アイルランド | 120,092,275 | 2.75 |
| 小計 | ― | 4,404,946,676 | 100.83 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | △36,383,941 | △0.83 |
| 合計（純資産総額） | ― | 4,368,562,735 | 100.00 |

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2022年６月30日現在）

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額単価（円） | 帳簿価額金額（円） | 評価額単価（円） | 評価額金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ルクセンブルク | 投資証券 | ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ IXシェアクラス | 24,684,672.985 | 174.95 | 4,318,593,412 | 173.58 | 4,284,854,401 | 98.08 |
| 2 | アイルランド | 投資証券 | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー－ゴールドマン・サックス US$ リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス | 67.373 | 1,781,947.72 | 120,055,164 | 1,782,498.55 | 120,092,275 | 2.75 |

業種別及び種類別投資比率

（2022年６月30日現在）

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資証券 | 100.83 |
| 合計 | 100.83 |

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2022年６月30日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2022年６月30日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年６月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期別 | 純資産総額（百万円）（分配落） | 純資産総額（百万円）（分配付） | １口当たり純資産額（円）（分配落） | １口当たり純資産額（円）（分配付） |
|---|---|---|---|---|
| 第１特定期間末（2016年12月22日） | 1,540 | 1,546 | 0.9322 | 0.9362 |
| 第２特定期間末（2017年６月22日） | 3,018 | 3,030 | 0.9889 | 0.9929 |
| 第３特定期間末（2017年12月22日） | 4,023 | 4,039 | 1.0002 | 1.0042 |
| 第４特定期間末（2018年６月22日） | 5,110 | 5,133 | 0.8791 | 0.8831 |
| 第５特定期間末（2018年12月25日） | 6,985 | 7,019 | 0.8249 | 0.8289 |
| 第６特定期間末（2019年６月24日） | 11,476 | 11,529 | 0.8659 | 0.8699 |
| 第７特定期間末（2019年12月23日） | 12,089 | 12,147 | 0.8401 | 0.8441 |
| 第８特定期間末（2020年６月22日） | 10,295 | 10,349 | 0.7611 | 0.7651 |
| 第９特定期間末（2020年12月22日） | 9,370 | 9,417 | 0.8109 | 0.8149 |
| 第10特定期間末（2021年６月22日） | 7,412 | 7,452 | 0.7436 | 0.7476 |
| 第11特定期間末（2021年12月22日） | 5,715 | 5,748 | 0.6884 | 0.6924 |
| 第12特定期間末（2022年６月22日） | 4,414 | 4,437 | 0.5773 | 0.5803 |
| 2021年６月末日 | 7,350 | － | 0.7515 | － |
| ７月末日 | 6,963 | － | 0.7427 | － |
| ８月末日 | 6,787 | － | 0.7338 | － |
| ９月末日 | 6,533 | － | 0.7163 | － |
| 10月末日 | 6,258 | － | 0.7074 | － |
| 11月末日 | 5,892 | － | 0.6816 | － |
| 12月末日 | 5,714 | － | 0.6923 | － |
| 2022年１月末日 | 5,511 | － | 0.6864 | － |
| ２月末日 | 5,393 | － | 0.6727 | － |
| ３月末日 | 5,030 | － | 0.6293 | － |
| ４月末日 | 4,605 | － | 0.5941 | － |
| ５月末日 | 4,685 | － | 0.6053 | － |
| ６月末日 | 4,368 | － | 0.5726 | － |

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

| 期 | 期間 | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第１特定期間 | 2016年９月12日～2016年12月22日 | 0.0040 |
| 第２特定期間 | 2016年12月23日～2017年６月22日 | 0.0240 |
| 第３特定期間 | 2017年６月23日～2017年12月22日 | 0.0240 |
| 第４特定期間 | 2017年12月23日～2018年６月22日 | 0.0240 |
| 第５特定期間 | 2018年６月23日～2018年12月25日 | 0.0240 |
| 第６特定期間 | 2018年12月26日～2019年６月24日 | 0.0240 |
| 第７特定期間 | 2019年６月25日～2019年12月23日 | 0.0240 |
| 第８特定期間 | 2019年12月24日～2020年６月22日 | 0.0240 |
| 第９特定期間 | 2020年６月23日～2020年12月22日 | 0.0240 |
| 第10特定期間 | 2020年12月23日～2021年６月22日 | 0.0240 |
| 第11特定期間 | 2021年６月23日～2021年12月22日 | 0.0240 |
| 第12特定期間 | 2021年12月23日～2022年６月22日 | 0.0210 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第１特定期間 | 2016年９月12日～2016年12月22日 | △6.4 |
| 第２特定期間 | 2016年12月23日～2017年６月22日 | 8.7 |
| 第３特定期間 | 2017年６月23日～2017年12月22日 | 3.6 |
| 第４特定期間 | 2017年12月23日～2018年６月22日 | △9.7 |
| 第５特定期間 | 2018年６月23日～2018年12月25日 | △3.4 |
| 第６特定期間 | 2018年12月26日～2019年６月24日 | 7.9 |
| 第７特定期間 | 2019年６月25日～2019年12月23日 | △0.2 |
| 第８特定期間 | 2019年12月24日～2020年６月22日 | △6.5 |
| 第９特定期間 | 2020年６月23日～2020年12月22日 | 9.7 |
| 第10特定期間 | 2020年12月23日～2021年６月22日 | △5.3 |
| 第11特定期間 | 2021年６月23日～2021年12月22日 | △4.2 |
| 第12特定期間 | 2021年12月23日～2022年６月22日 | △13.1 |

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第１特定期間 | 2016年９月12日～2016年12月22日 | 1,652,390,930 | － | 1,652,390,930 |
| 第２特定期間 | 2016年12月23日～2017年６月22日 | 2,605,433,354 | 1,205,241,030 | 3,052,583,254 |
| 第３特定期間 | 2017年６月23日～2017年12月22日 | 1,715,164,092 | 745,546,051 | 4,022,201,295 |
| 第４特定期間 | 2017年12月23日～2018年６月22日 | 3,404,291,996 | 1,613,773,378 | 5,812,719,913 |
| 第５特定期間 | 2018年６月23日～2018年12月25日 | 3,289,684,613 | 633,932,081 | 8,468,472,445 |
| 第６特定期間 | 2018年12月26日～2019年６月24日 | 5,557,892,431 | 772,430,531 | 13,253,934,345 |
| 第７特定期間 | 2019年６月25日～2019年12月23日 | 2,841,607,421 | 1,705,213,947 | 14,390,327,819 |
| 第８特定期間 | 2019年12月24日～2020年６月22日 | 1,742,362,464 | 2,605,930,014 | 13,526,760,269 |
| 第９特定期間 | 2020年６月23日～2020年12月22日 | 387,346,995 | 2,358,260,308 | 11,555,846,956 |
| 第10特定期間 | 2020年12月23日～2021年６月22日 | 196,335,529 | 1,783,165,628 | 9,969,016,857 |
| 第11特定期間 | 2021年６月23日～2021年12月22日 | 197,369,019 | 1,863,995,131 | 8,302,390,745 |
| 第12特定期間 | 2021年12月23日～2022年６月22日 | 166,776,127 | 822,934,466 | 7,646,232,406 |

（注）　設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

**最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。**
**下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。**

2022年6月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移

2016年9月12日(設定日)～2022年6月30日

## ■基準価額・純資産総額

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 5,726円 |
| 純資産総額 | 43.7億円 |

## ■期間別騰落率（分配金再投資）

| 期間 | ファンド |
|---|---|
| 1ヵ月 | -4.91% |
| 3ヵ月 | -7.62% |
| 6ヵ月 | -14.52% |
| 1年 | -18.56% |
| 3年 | -20.13% |
| 5年 | -23.28% |
| 設定来 | -20.95% |

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率（分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## ■分配の推移（1万口当たり、税引前）

| 決算日 | 21/7/26 | 21/8/23 | 21/9/22 | 21/10/22 | 21/11/22 | 21/12/22 | 22/1/24 | 22/2/22 | 22/3/22 | 22/4/22 | 22/5/23 | 22/6/22 | 直近1年累計 | 設定来累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分配金 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 30円 | 30円 | 30円 | 450円 | 2,650円 |

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## ■主要な資産の状況

組入上位銘柄*

| | 銘柄名 | 償還日 | クーポン | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ブラジル国債 | 2024/1/1 | 0.000% | 3.8% |
| 2 | 中国国債 | 2027/6/4 | 2.850% | 3.7% |
| 3 | ブラジル国債 | 2022/7/1 | 0.000% | 2.8% |
| 4 | ブラジル国債 | 2025/1/1 | 10.000% | 2.3% |
| 5 | 南アフリカ国債 | 2048/2/28 | 8.750% | 2.2% |
| 6 | インドネシア国債 | 2029/3/15 | 9.000% | 2.1% |
| 7 | インドネシア国債 | 2035/6/15 | 7.500% | 1.8% |
| 8 | 南アフリカ国債 | 2037/1/31 | 8.500% | 1.8% |
| 9 | コロンビア国債 | 2042/5/28 | 9.250% | 1.8% |
| 10 | ポーランド国債 | 2025/4/25 | 0.750% | 1.7% |

＊ 組入れファンドであるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオの実績（比率は本ファンドの実質組入比率）を表示しています。

ファンドの通貨配分比率

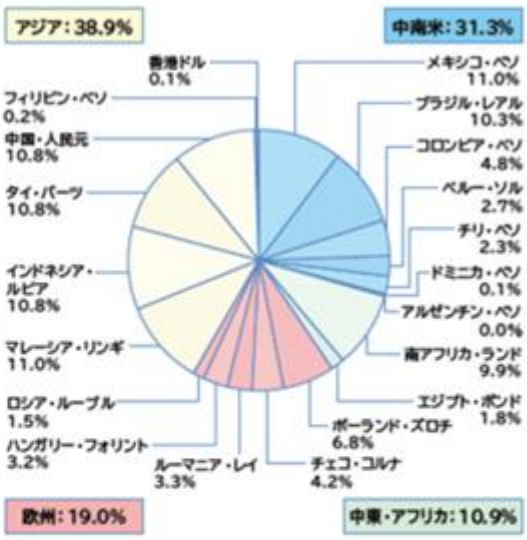


※組入れファンドであるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオにおいて実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング（買い）ポジションのみを表記しており、上記以外にショート（売り）ポジション（売りの為替予約取引等）として台湾ドル（比率：-2.2%）、韓国ウォン（比率：-2.1%）、インド・ルピー（比率：-0.7%）、トルコ・リラ（比率：-0.5%）、イスラエル・新シェケル（比率：-0.3%）の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング、ショート両方のポジションを合計して表記しています。

## ■年間収益率の推移

●本ファンドの収益率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。
●2016年は設定日（9月12日）から年末まで、2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

# 第２【管理及び運営】

## １【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の午後３時＊２までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１　英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

＊２　販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：エマ通債米売）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

## ２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日＊1受付けます。毎営業日の午後３時＊2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊1　「ファンド休業日」を除きます。

＊2　販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：エマ通債米売）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たり３億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：エマ通債米売）。年２回（６月および12月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2016年９月12日から開始し、2028年3月22日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

### （４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は信託契約締結日から2016年12月22日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

### （５）【その他】

ａ．信託の終了

① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④および下記ｂ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ ③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥ ③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑦　監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

ｂ．約款変更等

①　委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本ｂ．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、①の事項(①の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c．反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する重大な約款変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｄ．関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、以下に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

・信託財産の保存に係る業務
・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

ｇ．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

ｈ．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｈ．において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

ｉ．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ｊ．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

**ｋ．再投資の指図**

委託会社は、上記ｊ．の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**ｌ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限**

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所
・他の受益者が有する受益権の内容

**m. 信託期間の延長**

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

**ｎ．公告**

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営　2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）ならびに交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、当該販売会社に対する支払をもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

# 第３【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2021年12月23日から2022年６月22日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## １【財務諸表】

### 【ＧＳ　エマージング通貨債券ファンド（米ドル売り円買い）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期<br>(2021年12月22日現在) | 当期<br>(2022年６月22日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 126,949,508 | 82,285,684 |
| 投資証券 | 5,621,281,691 | 4,431,682,520 |
| 未収入金 | 137,148,000 | ― |
| 流動資産合計 | 5,885,379,199 | 4,513,968,204 |
| 資産合計 | 5,885,379,199 | 4,513,968,204 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 25,705,560 | 72,394,560 |
| 未払金 | ― | 75,250 |
| 未払収益分配金 | 33,209,562 | 22,938,697 |
| 未払解約金 | 106,142,163 | 972 |
| 未払受託者報酬 | 160,626 | 123,679 |
| 未払委託者報酬 | 4,818,833 | 3,710,357 |
| 未払利息 | 287 | 212 |
| その他未払費用 | 138,127 | 176,080 |
| 流動負債合計 | 170,175,158 | 99,419,807 |
| 負債合計 | 170,175,158 | 99,419,807 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,302,390,745 | 7,646,232,406 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △2,587,186,704 | △3,231,684,009 |
| （分配準備積立金） | 1,353,404,414 | 1,372,895,503 |
| 元本等合計 | 5,715,204,041 | 4,414,548,397 |
| 純資産合計 | 5,715,204,041 | 4,414,548,397 |
| 負債純資産合計 | 5,885,379,199 | 4,513,968,204 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 417,033,635 | 345,349,587 |
| 受取利息 | 347 | 231 |
| 有価証券売買等損益 | △660,366,701 | △1,045,613,575 |
| 為替差損益 | △7,215,357 | 12,302,636 |
| その他収益 | 6,601,842 | 4,426,431 |
| 営業収益合計 | △243,946,234 | △683,534,690 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 47,137 | 35,867 |
| 受託者報酬 | 1,091,564 | 837,101 |
| 委託者報酬 | 32,746,976 | 25,112,909 |
| その他費用 | 1,174,105 | 1,279,039 |
| 営業費用合計 | 35,059,782 | 27,264,916 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △279,006,016 | △710,799,606 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △279,006,016 | △710,799,606 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △279,006,016 | △710,799,606 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,196,235 | △3,999,117 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △2,556,350,072 | △2,587,186,704 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 516,304,999 | 285,687,183 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 516,304,999 | 285,687,183 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 54,897,105 | 57,815,284 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 54,897,105 | 57,815,284 |
| 分配金 | 214,434,745 | 165,568,715 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △2,587,186,704 | △3,231,684,009 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券<br>移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | 投資証券<br>同左 |
| ２．デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 | 為替予約取引<br>同左 |
| ３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。<br>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準<br>同左 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | 前期<br>(2021年12月22日現在) | 当期<br>(2022年６月22日現在) |
|---|---|---|
| １．元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 9,969,016,857円 | 8,302,390,745円 |
| 期中追加設定元本額 | 197,369,019円 | 166,776,127円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,863,995,131円 | 822,934,466円 |
| ２．受益権の総数 | 8,302,390,745口 | 7,646,232,406口 |
| ３．元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,587,186,704円であります。 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,231,684,009円であります。 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分 | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | | |
| | 2021年６月23日から<br>2021年７月26日までの計算期間 | 2021年12月23日から<br>2022年１月24日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 69,075,960円 | 55,876,981円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 2,064,988,576円 | 1,809,571,623円 |
| 分配準備積立金額 | 1,371,005,841円 | 1,310,420,108円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,505,070,377円 | 3,175,868,712円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 9,347,796,413口 | 8,067,795,879口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,749円 | 3,936円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 40円 |
| 収益分配金金額 | 37,391,185円 | 32,271,183円 |
| | 2021年７月27日から<br>2021年８月23日までの計算期間 | 2022年１月25日から<br>2022年２月22日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 69,207,715円 | 54,598,765円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 2,041,008,320円 | 1,804,967,436円 |
| 分配準備積立金額 | 1,378,452,812円 | 1,322,465,764円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,488,668,847円 | 3,182,031,965円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 9,217,813,721口 | 8,026,311,888口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,784円 | 3,964円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 40円 |
| 収益分配金金額 | 36,871,254円 | 32,105,247円 |
| | 2021年８月24日から<br>2021年９月22日までの計算期間 | 2022年２月23日から<br>2022年３月22日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 65,170,742円 | 56,579,123円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 2,017,403,692円 | 1,797,500,386円 |
| 分配準備積立金額 | 1,385,951,692円 | 1,331,192,067円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,468,526,126円 | 3,185,271,576円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 9,088,444,932口 | 7,972,206,190口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,816円 | 3,995円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 40円 |
| 収益分配金金額 | 36,353,779円 | 31,888,824円 |

| 区分 | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| | 2021年９月23日から<br>2021年10月22日までの計算期間 | 2022年３月23日から<br>2022年４月22日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 65,216,204円 | 56,288,146円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 2,005,673,557円 | 1,749,779,185円 |
| 分配準備積立金額 | 1,398,205,810円 | 1,310,721,582円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,469,095,571円 | 3,116,788,913円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 9,013,523,189口 | 7,737,393,750口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,848円 | 4,028円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 30円 |
| 収益分配金金額 | 36,054,092円 | 23,212,181円 |
| | 2021年10月23日から<br>2021年11月22日までの計算期間 | 2022年４月23日から<br>2022年５月23日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 60,104,897円 | 50,421,772円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 1,927,353,814円 | 1,749,531,627円 |
| 分配準備積立金額 | 1,362,930,583円 | 1,336,103,122円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,350,389,294円 | 3,136,056,521円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 8,638,718,393口 | 7,717,527,795口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,878円 | 4,063円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 30円 |
| 収益分配金金額 | 34,554,873円 | 23,152,583円 |
| | 2021年11月23日から<br>2021年12月22日までの計算期間 | 2022年５月24日から<br>2022年６月22日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額 | 57,183,740円 | 49,160,403円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | －円 | －円 |
| 収益調整金額 | 1,857,311,109円 | 1,737,474,175円 |
| 分配準備積立金額 | 1,329,430,236円 | 1,346,673,797円 |
| 本ファンドの分配対象収益額 | 3,243,925,085円 | 3,133,308,375円 |
| 本ファンドの期末残存口数 | 8,302,390,745口 | 7,646,232,406口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | 3,907円 | 4,097円 |
| 10,000口当たり分配金額 | 40円 | 30円 |
| 収益分配金金額 | 33,209,562円 | 22,938,697円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| １．金融商品に対する取組方針 | 本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| ２．金融商品の内容及びそのリスク | 本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。<br>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。<br>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 | 同左 |
| ３．金融商品に係るリスク管理体制 | コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。<br>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。<br>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。 | 同左 |

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期<br>自　2021年６月23日<br>至　2021年12月22日 | 当期<br>自　2021年12月23日<br>至　2022年６月22日 |
|---|---|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。 | 同左 |
| ２．時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2) 有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3) デリバティブ取引<br>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2) 有価証券<br>同左<br>(3) デリバティブ取引<br>同左 |
| ３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 前期<br>(2021年12月22日現在) | 当期<br>(2022年６月22日現在) |
|---|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) |
| 投資証券 | △34,509,586 | △132,562,663 |
| 合計 | △34,509,586 | △132,562,663 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 区分 | 種類 | 前期(2021年12月22日現在) | | | | 当期(2022年６月22日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | うち１年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | | |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル | 5,738,361,700 | － | 5,764,067,260 | △25,705,560 | 4,340,893,680 | － | 4,413,288,240 | △72,394,560 |
| 合計 | | 5,738,361,700 | － | 5,764,067,260 | △25,705,560 | 4,340,893,680 | － | 4,413,288,240 | △72,394,560 |

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(１口当たり情報)

| 区分 | 前期<br>(2021年12月22日現在) | 当期<br>(2022年６月22日現在) |
|---|---|---|
| １口当たり純資産額 | 0.6884円 | 0.5773円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 米ドル | 投資証券 | ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ IXシェアクラス | 24,680,117.633 | 31,590,550.57 | |
| | | ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー－ゴールドマン・サックス US$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス | 67.373 | 878,366.72 | |
| 小計 | | | | 32,468,917.29 | |
| | | | | (4,431,682,520) | |
| 合計 | | | | 4,431,682,520 | |
| | | | | (4,431,682,520) | |

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|
| 米ドル | 投資証券　２銘柄 | 100.0% | 100.0% |

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 参考情報

**本ファンドは「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ IXシェアクラス」を主要投資対象としております。**

**「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ IXシェアクラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、2021年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。**

**なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。**

**ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ IXシェアクラス**

**資産負債計算書**
**2021年11月30日現在**

**(単位：米ドル)**

| | |
|---|---|
| **資産** | |
| デリバティブを除く投資有価証券時価評価額 | 1,485,990,849 |
| ノン・デリバラブル債券先渡取引にかかる未実現利益 | 39,875 |
| 外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現利益 | 42,124,621 |
| 先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物にかかる未実現利益 | 832,545 |
| スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約にかかる未実現利益 | 20,664,500 |
| スワップ契約にかかる前払金 | 5,203,103 |
| 買建オプションの時価 | 3,088,185 |
| 現金 | 31,258,512 |
| 差入保証金 | 44,024,204 |
| 投資信託証券売却未収金 | 9,224,988 |
| スワップ契約および差金決済取引を除く未収配当金 | 5,460 |
| スワップ契約を除く未収利息 | 23,150,422 |
| スワップ契約にかかる未収利息 | 2,748,967 |
| 未収利息税還付金 | 457,140 |
| 未収投資顧問報酬調整額 | 22 |
| **資産合計** | **1,668,813,393** |
| **負債** | |
| 当座借越 | 1,771 |
| 受入保証金 | 8,650,001 |
| 外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現損失 | 53,826,918 |
| 先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物にかかる未実現損失 | 1,248,757 |
| スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約にかかる未実現損失 | 18,699,393 |
| スワップ契約にかかる前受金 | 4,527,731 |
| 売建オプションの時価 | 2,773,886 |
| 投資信託証券買戻未払金 | 1,289,804 |
| スワップ契約にかかる未払利息 | 1,749,925 |
| 未払分配金 | 226,232 |
| 未払投資顧問報酬 | 771,532 |
| 未払管理事務代行報酬 | 128,259 |
| 未払保管費用 | 275,588 |
| 未払販売報酬およびサービシング報酬 | 3,622 |
| 未払名義書換事務代行報酬 | 40,122 |
| 未払年次税 | 28,642 |
| 未払キャピタル・ゲイン税 | 11,624 |
| 未払監査報酬 | 23,872 |
| 未払管理会社報酬 | 14,288 |
| 未払取締役報酬 | 3,661 |
| 未払弁護士報酬 | 34,971 |
| 未払保険料 | 3,122 |
| 未払印刷費 | 15,064 |
| 未払広告費 | 1,115 |
| 未払税務報告報酬 | 28,813 |
| 未払支払代理人報酬 | 14,125 |
| 未払規制報告報酬 | 20,417 |
| その他負債 | 38,915 |
| **負債合計** | **94,452,170** |
| **投資主資本** | **1,574,361,223** |

# 投資有価証券明細表
## 2021年11月30日現在

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券 | | | | | |
| 債券－81.24% | | | | | | |
| アルゼンチン | | | | | | |
| 76,493 | Argentina Government International Bond | USD | 0.500% | 09/07/2030 | 24,095 | 0.00 |
| 1,221,303 | Argentina Government International Bond | USD | 1.125% | 09/07/2035 | 347,461 | 0.02 |
| | | | | | 371,556 | 0.02 |
| ベナン | | | | | | |
| 250,000 | Benin Government International Bond | EUR | 4.875% | 19/01/2032 | 272,373 | 0.02 |
| 2,830,000 | Benin Government International Bond | EUR | 4.950% | 22/01/2035 | 3,046,561 | 0.19 |
| 110,000 | Benin Government International Bond | EUR | 6.875% | 19/01/2052 | 122,347 | 0.01 |
| | | | | | 3,441,281 | 0.22 |
| バミューダ | | | | | | |
| 260,000 | Tengizchevroil Finance Co. International Ltd. | USD | 2.625% | 15/08/2025 | 261,885 | 0.02 |
| 300,000 | Tengizchevroil Finance Co. International Ltd. | USD | 3.250% | 15/08/2030 | 296,700 | 0.02 |
| | | | | | 558,585 | 0.04 |
| ブラジル | | | | | | |
| 1,550,000 | Banco do Brasil S.A. | USD | 6.250% | Perp. | 1,491,798 | 0.10 |
| 496,618,000 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | BRL | 8.791% | 01/01/2022 | 87,969,101 | 5.59 |
| 17,546,000 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | BRL | 10.038% | 01/04/2022 | 3,034,595 | 0.19 |
| 100,664,000 | Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F | BRL | 10.000% | 01/01/2027 | 17,669,868 | 1.12 |
| 88,939,000 | Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F | BRL | 10.000% | 01/01/2029 | 15,411,693 | 0.98 |
| 207,000 | BRF S.A. | USD | 4.875% | 24/01/2030 | 203,591 | 0.01 |
| 400,000 | BRF S.A. | USD | 5.750% | 21/09/2050 | 377,023 | 0.02 |
| | | | | | 126,157,669 | 8.01 |
| 英領ヴァージン諸島 | | | | | | |
| 200,000 | FPC Resources Ltd. | USD | 4.375% | 11/09/2027 | 212,000 | 0.01 |
| 280,000 | Huarong Finance 2019 Co., Ltd. | USD | 3.375% | 24/02/2030 | 261,100 | 0.02 |
| 310,000 | Huarong Finance 2019 Co., Ltd. | USD | 3.625% | 30/09/2030 | 292,175 | 0.02 |
| 240,000 | Huarong Finance II Co., Ltd. | USD | 4.875% | 22/11/2026 | 244,200 | 0.02 |
| 200,000 | Kunzhi Ltd. | USD | 6.250% | 17/10/2020 | 30,000 | 0.00 |
| | | | | | 1,039,475 | 0.07 |
| カメルーン | | | | | | |
| 1,410,000 | Cameroon International Bond | EUR | 5.950% | 07/07/2032 | 1,491,061 | 0.09 |
| ケイマン諸島 | | | | | | |
| 210,000 | China Aoyuan Group Ltd. | USD | 5.880% | 01/03/2027 | 51,450 | 0.00 |
| 1,860,000 | DP World Salaam | USD | 6.000% | Perp. | 2,008,510 | 0.13 |
| 200,000 | IHS Holding Ltd. | USD | 5.625% | 29/11/2026 | 199,750 | 0.01 |
| 200,000 | IHS Holding Ltd. | USD | 6.250% | 29/11/2028 | 199,500 | 0.01 |
| 200,000 | KWG Group Holdings Ltd. | USD | 6.000% | 14/08/2026 | 147,000 | 0.01 |
| 340,000 | Meituan | USD | 2.125% | 28/10/2025 | 328,625 | 0.02 |
| 360,000 | Sunac China Holdings Ltd. | USD | 6.650% | 03/08/2024 | 250,200 | 0.02 |
| 300,000 | Zhenro Properties Group Ltd. | USD | 10.250% | Perp. | 249,000 | 0.02 |
| | | | | | 3,434,035 | 0.22 |
| チリ | | | | | | |
| 10,320,000,000 | Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos | CLP | 4.500% | 01/03/2026 | 12,026,001 | 0.76 |
| 15,975,000,000 | Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos | CLP | 5.000% | 01/03/2035 | 18,009,473 | 1.15 |
| 13,385,000,000 | Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos 144A | CLP | 4.000% | 01/03/2023 | 15,882,025 | 1.01 |
| 805,000,000 | Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos 144A | CLP | 4.700% | 01/09/2030 | 910,169 | 0.06 |
| 2,230,303,000 | Bonos del Banco Central de Chile en UF-Series 10YR | CLP | 3.000% | 01/03/2022 | 2,694,157 | 0.17 |
| 200,000 | Sociedad Quimica y Minera de Chile S.A. | USD | 4.250% | 22/01/2050 | 214,088 | 0.01 |
| | | | | | 49,735,913 | 3.16 |
| 中国 | | | | | | |
| 394,010,000 | Agricultural Development Bank of China-Series 2004 | CNY | 2.960% | 17/04/2030 | 60,615,472 | 3.85 |
| 347,480,000 | China Development Bank-Series 2010 | CNY | 3.090% | 18/06/2030 | 53,954,345 | 3.43 |
| 342,470,000 | China Development Bank-Series 2012 | CNY | 3.340% | 14/07/2025 | 54,689,216 | 3.47 |
| 275,570,000 | China Government Bond | CNY | 2.850% | 04/06/2027 | 43,377,962 | 2.75 |
| 93,540,000 | China Government Bond | CNY | 3.280% | 03/12/2027 | 15,092,573 | 0.96 |
| | | | | | 227,729,568 | 14.46 |
| コロンビア | | | | | | |
| 1,500,000 | Banco de Bogota S.A. | USD | 6.250% | 12/05/2026 | 1,633,125 | 0.10 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | | | |
| コロンビア | | | | | | |
| 13,044,000,000 | Colombia Government International Bond | COP | 4.375% | 21/03/2023 | 3,245,222 | 0.21 |
| 200,000 | Colombia Government International Bond | USD | 5.000% | 15/06/2045 | 182,456 | 0.01 |
| 600,000 | Colombian TES-Series B | COP | 6.250% | 26/11/2025 | 145 | 0.00 |
| 21,552,600,000 | Colombian TES-Series B | COP | 7.500% | 26/08/2026 | 5,358,716 | 0.34 |
| 44,203,800,000 | Colombian TES-Series B | COP | 5.750% | 03/11/2027 | 9,924,640 | 0.63 |
| 46,361,200,000 | Colombian TES-Series B | COP | 6.000% | 28/04/2028 | 10,390,929 | 0.66 |
| 18,206,300,000 | Colombian TES-Series B | COP | 7.000% | 30/06/2032 | 4,066,367 | 0.26 |
| 28,903,000,000 | Colombian TES-Series B | COP | 7.250% | 26/10/2050 | 5,972,775 | 0.38 |
| | | | | | 40,774,375 | 2.59 |
| チェコ | | | | | | |
| 421,500,000 | Czech Republic Government Bond-Series 100 | CZK | 0.250% | 10/02/2027 | 16,623,498 | 1.06 |
| 240,080,000 | Czech Republic Government Bond-Series 103 | CZK | 2.000% | 13/10/2033 | 10,120,914 | 0.64 |
| 528,560,000 | Czech Republic Government Bond-Series 120 | CZK | 1.250% | 14/02/2025 | 22,564,342 | 1.43 |
| 79,920,000 | Czech Republic Government Bond-Series 121 | CZK | 1.200% | 13/03/2031 | 3,175,094 | 0.20 |
| 53,700,000 | Czech Republic Government Bond-Series 125 | CZK | 1.500% | 24/04/2040 | 1,997,111 | 0.13 |
| 117,430,000 | Czech Republic Government Bond-Series 49 | CZK | 4.200% | 04/12/2036 | 6,278,943 | 0.40 |
| | | | | | 60,759,902 | 3.86 |
| エクアドル | | | | | | |
| 230,000 | Ecuador Government International Bond | USD | 5.000% | 31/07/2030 | 190,325 | 0.01 |
| エジプト | | | | | | |
| 640,000 | Egypt Government International Bond | USD | 6.588% | 21/02/2028 | 602,400 | 0.04 |
| 860,000 | Egypt Government International Bond | USD | 8.150% | 20/11/2059 | 696,600 | 0.04 |
| 920,000 | Egypt Government International Bond | USD | 7.500% | 16/02/2061 | 714,150 | 0.05 |
| | | | | | 2,013,150 | 0.13 |
| 香港 | | | | | | |
| 280,000 | CNAC HK Finbridge Co., Ltd. | USD | 5.125% | 14/03/2028 | 320,268 | 0.02 |
| ハンガリー | | | | | | |
| 7,764,850,000 | Hungary Government Bond-Series 26/D | HUF | 2.750% | 22/12/2026 | 22,634,081 | 1.44 |
| 2,508,410,000 | Hungary Government Bond-Series 27/A | HUF | 3.000% | 27/10/2027 | 7,302,583 | 0.46 |
| 3,978,240,000 | Hungary Government Bond-Series 30/A | HUF | 3.000% | 21/08/2030 | 11,203,183 | 0.71 |
| | | | | | 41,139,847 | 2.61 |
| インド | | | | | | |
| 200,000 | Adani Ports & Special Economic Zone Ltd. | USD | 4.200% | 04/08/2027 | 208,162 | 0.01 |
| 200,000 | Adani Ports & Special Economic Zone Ltd. | USD | 4.375% | 03/07/2029 | 210,626 | 0.02 |
| | | | | | 418,788 | 0.03 |
| インドネシア | | | | | | |
| 400,000 | Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT | USD | 4.300% | Perp. | 400,500 | 0.03 |
| 320,000 | Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT | USD | 3.541% | 27/04/2032 | 319,400 | 0.02 |
| 200,000 | Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT | USD | 4.745% | 09/06/2051 | 203,500 | 0.01 |
| 320,000 | Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT | USD | 4.805% | 27/04/2052 | 326,400 | 0.02 |
| 11,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Series FR64 | IDR | 6.125% | 15/05/2028 | 784 | 0.00 |
| 107,345,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Series FR70 | IDR | 8.375% | 15/03/2024 | 8,203,114 | 0.52 |
| | | | | | 9,453,698 | 0.60 |
| イスラエル | | | | | | |
| 87,375,000 | Bank of Israel Bill - Makam-Series 1112 | ILS | (0.100%) | 02/11/2022 | 27,781,944 | 1.76 |
| 27,150,000 | Bank of Israel Bill - Makam-Series 212 | ILS | (0.260%) | 02/02/2022 | 8,633,104 | 0.55 |
| 52,425,000 | Bank of Israel Bill - Makam-Series 912 | ILS | (0.500%) | 07/09/2022 | 16,669,167 | 1.06 |
| 710,000 | Leviathan Bond Ltd. 144A | USD | 5.750% | 30/06/2023 | 727,999 | 0.05 |
| 370,000 | Leviathan Bond Ltd. 144A | USD | 6.750% | 30/06/2030 | 389,640 | 0.02 |
| | | | | | 54,201,854 | 3.44 |
| コートジボワール | | | | | | |
| 4,400,000 | Ivory Coast Government International Bond | EUR | 5.250% | 22/03/2030 | 5,026,819 | 0.32 |
| 日本 | | | | | | |
| 290,000 | SoftBank Group Corp. | USD | 5.125% | 19/09/2027 | 288,912 | 0.02 |
| ルクセンブルク | | | | | | |
| 420,000 | Altice Financing S.A. | EUR | 4.250% | 15/08/2029 | 460,657 | 0.03 |
| マレーシア | | | | | | |
| 790,000 | Genm Capital Labuan Ltd. | USD | 3.882% | 19/04/2031 | 781,468 | 0.05 |
| モーリシャス | | | | | | |
| 330,000 | India Green Power Holdings | USD | 4.000% | 22/02/2027 | 331,650 | 0.02 |
| 1,440,000 | MTN Mauritius Investments Ltd. | USD | 4.755% | 11/11/2024 | 1,486,786 | 0.10 |
| | | | | | 1,818,436 | 0.12 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | | | |
| メキシコ | | | | | | |
| 220,000 | Banco Mercantil del Norte S.A. | USD | 5.875% | Perp. | 216,121 | 0.01 |
| 880,000 | Banco Mercantil del Norte S.A. | USD | 6.750% | Perp. | 910,228 | 0.06 |
| 700,000 | Banco Mercantil del Norte S.A. | USD | 7.625% | Perp. | 753,483 | 0.05 |
| 830,000 | Banco Santander Mexico S.A. Institucion de Banca Multiple Grupo Financiero Santander | USD | 5.375% | 17/04/2025 | 905,737 | 0.06 |
| 490,000 | BBVA Bancomer S.A. | USD | 5.125% | 18/01/2033 | 499,065 | 0.03 |
| 650,000 | Cemex SAB de CV | USD | 5.200% | 17/09/2030 | 684,986 | 0.04 |
| 95,317,000 | Mexican Bonos-Series M | MXN | 5.750% | 05/03/2026 | 4,212,954 | 0.27 |
| 95,574,300 | Mexican Bonos-Series M | MXN | 7.750% | 29/05/2031 | 4,515,756 | 0.29 |
| 56,467,800 | Mexican Bonos-Series M | MXN | 7.750% | 23/11/2034 | 2,656,438 | 0.17 |
| 152,459,600 | Mexican Bonos-Series M | MXN | 8.000% | 07/11/2047 | 7,044,822 | 0.45 |
| 591,389,200 | Mexican Bonos-Series M 20 | MXN | 8.500% | 31/05/2029 | 29,251,457 | 1.86 |
| 218,272,100 | Mexican Bonos-Series M 30 | MXN | 10.000% | 20/11/2036 | 12,213,761 | 0.78 |
| 314,313,000 | Mexican Bonos-Series M 30 | MXN | 8.500% | 18/11/2038 | 15,339,287 | 0.97 |
| 2,720,000 | Mexico City Airport Trust | USD | 3.875% | 30/04/2028 | 2,796,466 | 0.18 |
| 1,190,000 | Mexico City Airport Trust | USD | 5.500% | 31/10/2046 | 1,151,563 | 0.07 |
| 370,000 | Mexico Government International Bond | EUR | 2.250% | 12/08/2036 | 400,744 | 0.02 |
| 380,000 | Petroleos Mexicanos | USD | 6.490% | 23/01/2027 | 390,222 | 0.02 |
| 480,000 | Petroleos Mexicanos | USD | 6.500% | 13/03/2027 | 492,605 | 0.03 |
| | | | | | 84,435,695 | 5.36 |
| モロッコ | | | | | | |
| 270,000 | OCP S.A. 144A | USD | 3.750% | 23/06/2031 | 261,225 | 0.02 |
| オランダ | | | | | | |
| 200,000 | Bharti Airtel International Netherlands BV | USD | 5.125% | 11/03/2023 | 208,745 | 0.01 |
| 206,850 | Greenko Dutch BV | USD | 3.850% | 29/03/2026 | 208,919 | 0.02 |
| 530,000 | Lukoil International Finance BV | USD | 4.750% | 02/11/2026 | 575,437 | 0.04 |
| 450,000 | Lukoil Securities BV | USD | 3.875% | 06/05/2030 | 461,587 | 0.03 |
| 320,000 | Metinvest BV | USD | 8.500% | 23/04/2026 | 322,395 | 0.02 |
| 350,000 | Minejesa Capital BV | USD | 4.625% | 10/08/2030 | 360,062 | 0.02 |
| 1,100,000 | Prosus NV | USD | 3.680% | 21/01/2030 | 1,122,509 | 0.07 |
| 200,000 | Prosus NV | USD | 4.027% | 03/08/2050 | 187,000 | 0.01 |
| | | | | | 3,446,654 | 0.22 |
| ナイジェリア | | | | | | |
| 4,060,000 | Nigeria Government International Bond | USD | 6.125% | 28/09/2028 | 3,823,982 | 0.24 |
| オマーン | | | | | | |
| 200,000 | Oman Government International Bond | USD | 6.250% | 25/01/2031 | 209,750 | 0.01 |
| 470,000 | Oman Sovereign Sukuk Co. | USD | 4.875% | 15/06/2030 | 495,262 | 0.03 |
| | | | | | 705,012 | 0.04 |
| パキスタン | | | | | | |
| 890,000 | Pakistan Government International Bond | USD | 6.000% | 08/04/2026 | 881,100 | 0.06 |
| パナマ | | | | | | |
| 390,000 | Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A. | USD | 4.000% | 11/08/2041 | 395,752 | 0.02 |
| 860,000 | Banco Latinoamericano de Comercio Exterior S.A. | USD | 2.375% | 14/09/2025 | 871,034 | 0.06 |
| | | | | | 1,266,786 | 0.08 |
| ペルー | | | | | | |
| 22,150,000 | Peru Government Bond | PEN | 5.940% | 12/02/2029 | 5,602,669 | 0.36 |
| 10,525,000 | Peru Government Bond | PEN | 6.150% | 12/08/2032 | 2,613,282 | 0.17 |
| 51,170,000 | Peru Government Bond | PEN | 5.400% | 12/08/2034 | 11,512,017 | 0.73 |
| 15,875,000 | Peru Government Bond | PEN | 5.350% | 12/08/2040 | 3,315,863 | 0.21 |
| 4,949,000 | Peruvian Government International Bond | PEN | 6.950% | 12/08/2031 | 1,314,612 | 0.08 |
| 6,394,000 | Peruvian Government International Bond | PEN | 6.850% | 12/02/2042 | 1,576,109 | 0.10 |
| | | | | | 25,934,552 | 1.65 |
| フィリピン | | | | | | |
| 200,000 | International Container Terminal Services, Inc. | USD | 4.750% | 17/06/2030 | 219,482 | 0.02 |
| 35,890,000 | Philippine Government Bond-Series 1063 | PHP | 6.250% | 22/03/2028 | 788,709 | 0.05 |
| 76,580,000 | Philippine Government Bond-Series 1064 | PHP | 6.875% | 10/01/2029 | 1,737,687 | 0.11 |
| 10,000,000 | Philippine Government International Bond | PHP | 3.900% | 26/11/2022 | 199,515 | 0.01 |
| 35,000,000 | Philippine Government International Bond | PHP | 6.250% | 14/01/2036 | 794,488 | 0.05 |
| | | | | | 3,739,881 | 0.24 |
| ポーランド | | | | | | |
| 43,075,000 | Poland Government Bond-Series 1030 | PLN | 1.250% | 25/10/2030 | 9,072,065 | 0.57 |
| 189,500,000 | Poland Government Bond-Series 425 | PLN | 0.750% | 25/04/2025 | 42,946,996 | 2.73 |
| 78,310,000 | Poland Government Bond-Series 428 | PLN | 2.750% | 25/04/2028 | 18,699,882 | 1.19 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | | | |
| ポーランド | | | | | | |
| 96,830,000 | Poland Government Bond-Series 727 | PLN | 2.500% | 25/07/2027 | 22,834,632 | 1.45 |
| | | | | | 93,553,575 | 5.94 |
| カタール | | | | | | |
| 1,160,000 | Qatar Energy | USD | 3.125% | 12/07/2041 | 1,165,220 | 0.07 |
| 1,050,000 | Qatar Energy | USD | 3.300% | 12/07/2051 | 1,078,219 | 0.07 |
| | | | | | 2,243,439 | 0.14 |
| ルーマニア | | | | | | |
| 50,670,000 | Romania Government Bond-Series 15Y | RON | 3.650% | 24/09/2031 | 10,027,434 | 0.64 |
| 13,710,000 | Romania Government Bond-Series 8Y | RON | 4.150% | 26/01/2028 | 2,957,042 | 0.19 |
| 2,770,000 | Romanian Government International Bond | EUR | 2.000% | 14/04/2033 | 2,872,120 | 0.18 |
| | | | | | 15,856,596 | 1.01 |
| ロシア | | | | | | |
| 437,100,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6221 | RUB | 7.700% | 23/03/2033 | 5,680,297 | 0.36 |
| 776,900,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6224 | RUB | 6.900% | 23/05/2029 | 9,677,212 | 0.62 |
| 2,531,540,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6226 | RUB | 7.950% | 07/10/2026 | 33,480,965 | 2.13 |
| 1,082,445,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6228 | RUB | 7.650% | 10/04/2030 | 14,060,403 | 0.89 |
| 417,320,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6230 | RUB | 7.700% | 16/03/2039 | 5,406,370 | 0.34 |
| 275,070,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6232 | RUB | 6.000% | 06/10/2027 | 3,304,214 | 0.21 |
| 1,251,040,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6235 | RUB | 5.900% | 12/03/2031 | 14,353,567 | 0.91 |
| 419,565,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6237 | RUB | 6.700% | 14/03/2029 | 5,158,308 | 0.33 |
| 81,045,000 | Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6239 | RUB | 6.900% | 23/07/2031 | 997,559 | 0.06 |
| | | | | | 92,118,895 | 5.85 |
| セネガル | | | | | | |
| 1,780,000 | Senegal Government International Bond | EUR | 5.375% | 08/06/2037 | 1,870,939 | 0.12 |
| 南アフリカ | | | | | | |
| 204,325,000 | South Africa Government Bond-Series 2030 | ZAR | 8.000% | 31/01/2030 | 11,577,989 | 0.74 |
| 421,595,000 | South Africa Government Bond-Series 2032 | ZAR | 8.250% | 31/03/2032 | 23,171,638 | 1.47 |
| 310,624,000 | South Africa Government Bond-Series 2035 | ZAR | 8.875% | 28/02/2035 | 17,082,539 | 1.08 |
| 409,810,000 | South Africa Government Bond-Series 2037 | ZAR | 8.500% | 31/01/2037 | 21,339,854 | 1.36 |
| 210,222,300 | South Africa Government Bond-Series 2040 | ZAR | 9.000% | 31/01/2040 | 11,262,270 | 0.72 |
| 134,590,000 | South Africa Government Bond-Series 2044 | ZAR | 8.750% | 31/01/2044 | 6,950,042 | 0.44 |
| 192,575,000 | South Africa Government Bond-Series 2048 | ZAR | 8.750% | 28/02/2048 | 9,927,292 | 0.63 |
| 435,715,000 | South Africa Government Bond-Series R186 | ZAR | 10.500% | 21/12/2026 | 30,108,055 | 1.91 |
| 178,440,000 | South Africa Government Bond-Series R213 | ZAR | 7.000% | 28/02/2031 | 9,188,361 | 0.58 |
| | | | | | 140,608,040 | 8.93 |
| 国際機関債 | | | | | | |
| 930,000 | African Export-Import Bank | USD | 2.634% | 17/05/2026 | 932,846 | 0.06 |
| 1,430,000 | African Export-Import Bank | USD | 3.798% | 17/05/2031 | 1,453,151 | 0.09 |
| 200,000 | African Export-Import Bank 144A | USD | 2.634% | 17/05/2026 | 200,612 | 0.01 |
| 6,400,000 | Eastern & Southern African Trade & Development Bank | USD | 4.875% | 23/05/2024 | 6,600,320 | 0.42 |
| | | | | | 9,186,929 | 0.58 |
| タイ | | | | | | |
| 200,000 | Bangkok Bank PCL | USD | 3.466% | 23/09/2036 | 201,480 | 0.01 |
| 540,000 | GC Treasury Center Co., Ltd. | USD | 2.980% | 18/03/2031 | 551,657 | 0.04 |
| 200,000 | GC Treasury Center Co., Ltd. | USD | 4.300% | 18/03/2051 | 226,385 | 0.02 |
| 980,000 | PTT Treasury Center Co., Ltd. | USD | 3.700% | 16/07/2070 | 1,013,095 | 0.07 |
| 636,580,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.850% | 12/12/2025 | 20,987,414 | 1.33 |
| 298,880,000 | Thailand Government Bond | THB | 2.125% | 17/12/2026 | 9,272,619 | 0.59 |
| 206,270,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.580% | 17/12/2027 | 6,903,916 | 0.44 |
| 757,397,302 | Thailand Government Bond | THB | 1.250% | 12/03/2028 | 22,545,139 | 1.43 |
| 2,120,000 | Thailand Government Bond | THB | 1.600% | 17/12/2029 | 62,626 | 0.00 |
| 46,150,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.650% | 20/06/2031 | 1,583,696 | 0.10 |
| 716,220,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.775% | 25/06/2032 | 24,785,367 | 1.57 |
| 168,260,000 | Thailand Government Bond | THB | 1.585% | 17/12/2035 | 4,578,172 | 0.29 |
| 267,190,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.400% | 17/06/2036 | 8,938,605 | 0.57 |
| 648,530,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.300% | 17/06/2038 | 21,238,006 | 1.35 |
| 19,670,000 | Thailand Government Bond | THB | 3.600% | 17/06/2067 | 657,115 | 0.04 |
| | | | | | 123,545,292 | 7.85 |
| トルコ | | | | | | |
| 117,375,000 | Turkey Government Bond | TRY | 12.200% | 18/01/2023 | 8,293,882 | 0.53 |
| 15,460,000 | Turkey Government Bond | TRY | 10.600% | 11/02/2026 | 848,812 | 0.05 |
| 87,290,000 | Turkey Government Bond | TRY | 11.000% | 24/02/2027 | 4,586,060 | 0.29 |
| 100,725,000 | Turkey Government Bond | TRY | 11.700% | 13/11/2030 | 5,030,582 | 0.32 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | | | |
| トルコ | | | | | | |
| 1,760,000 | Turkiye Vakiflar Bankasi TAO | USD | 5.250% | 05/02/2025 | 1,683,554 | 0.11 |
| 2,080,000 | Yapi ve Kredi Bankasi AS | USD | 7.875% | 22/01/2031 | 2,048,800 | 0.13 |
| | | | | | 22,491,690 | 1.43 |
| ウクライナ | | | | | | |
| 280,000 | Ukraine Government International Bond | USD | 7.750% | 01/09/2027 | 278,600 | 0.02 |
| 2,530,000 | Ukraine Government International Bond | EUR | 4.375% | 27/01/2030 | 2,465,660 | 0.15 |
| | | | | | 2,744,260 | 0.17 |
| アラブ首長国連邦 | | | | | | |
| 440,000 | NBK Tier 1 Financing Ltd. | USD | 3.625% | Perp. | 435,875 | 0.03 |
| 英国 | | | | | | |
| 1,220,000 | Gazprom PJSC Via Gaz Finance Plc. | USD | 4.599% | Perp. | 1,245,925 | 0.08 |
| 300,000 | Vedanta Resources Finance II Plc. | USD | 8.950% | 11/03/2025 | 289,848 | 0.02 |
| 530,000 | Vedanta Resources Ltd. | USD | 6.125% | 09/08/2024 | 457,479 | 0.03 |
| | | | | | 1,993,252 | 0.13 |
| 米国 | | | | | | |
| 4,360,000,000 | Colombia-Citigroup, Inc. | COP | 11.000% | 25/07/2024 | 1,173,872 | 0.07 |
| 54,704,000,000 | JPMorgan Chase Bank NA | IDR | 10.500% | 19/08/2030 | 4,860,244 | 0.31 |
| 300,000 | Kosmos Energy Ltd. | USD | 7.750% | 01/05/2027 | 282,375 | 0.02 |
| 1,330,000 | Sasol Financing USA LLC | USD | 5.875% | 27/03/2024 | 1,378,212 | 0.09 |
| | | | | | 7,694,703 | 0.49 |
| ウルグアイ | | | | | | |
| 88,975,000 | Uruguay Government International Bond | UYU | 8.500% | 15/03/2028 | 1,998,324 | 0.13 |
| 59,443,479 | Uruguay Government International Bond | UYU | 4.375% | 15/12/2028 | 1,606,077 | 0.10 |
| 57,200,930 | Uruguay Government International Bond | UYU | 3.875% | 02/07/2040 | 1,463,517 | 0.09 |
| | | | | | 5,067,918 | 0.32 |
| ウズベキスタン | | | | | | |
| 390,000 | National Bank of Uzbekistan | USD | 4.850% | 21/10/2025 | 396,536 | 0.02 |
| ベネズエラ | | | | | | |
| 74,110,000 | Petroleos de Venezuela S.A. | USD | 6.000% | 28/10/2022 | 2,964,400 | 0.19 |
| 20,000 | Petroleos de Venezuela S.A. | USD | 6.000% | 15/11/2026 | 970 | 0.00 |
| | | | | | 2,965,370 | 0.19 |
| ザンビア | | | | | | |
| 260,000 | Zambia Government International Bond | USD | 5.375% | 20/09/2022 | 193,700 | 0.01 |
| 債券合計（取得原価　米ドル　1,438,783,319） | | | | | 1,279,069,538 | 81.24 |

| 口数 | 銘柄名称 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|
| 投資信託証券－2.65% | | | |
| アイルランド | | | |
| 41,785,351 | Goldman Sachs US$ Treasury Liquid Reserves Fund (X Distribution Class) | 41,785,351 | 2.65 |
| 投資信託証券合計（取得原価　米ドル　41,785,351） | | 41,785,351 | 2.65 |
| 公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券合計（取得原価　米ドル　1,480,568,670） | | 1,320,854,889 | 83.89 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他の規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券 | | | | | |
| 債券－10.49% | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | |
| 187,800,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A | IDR | 8.375% | 19/03/2024 | 14,351,342 | 0.91 |
| 73,400,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A | IDR | 8.250% | 19/05/2036 | 5,744,905 | 0.37 |
| | | | | | 20,096,247 | 1.28 |
| 英国 | | | | | | |
| 196,900,000 | Egypt Government International Bond-HSBC Bank Plc. 144A | EGP | 0.000% | 23/12/2021 | 12,449,507 | 0.79 |
| 472,920,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A | IDR | 9.000% | 20/03/2029 | 38,566,630 | 2.45 |
| 124,000,000,000 | Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A | IDR | 7.500% | 19/08/2032 | 9,255,089 | 0.59 |
| | | | | | 60,271,226 | 3.83 |

| 額面 | 銘柄名称 | 通貨 | 利率 | 償還年月日／満期日 | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | | | |
| 米国 | | | | | | |
| 108,401,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 8.375% | 15/03/2024 | 8,283,812 | 0.52 |
| 124,530,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 8.375% | 17/09/2026 | 9,859,802 | 0.63 |
| 109,298,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 7.000% | 17/05/2027 | 8,195,919 | 0.52 |
| 84,680,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 7.000% | 18/09/2030 | 6,178,433 | 0.39 |
| 171,863,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 6.500% | 15/02/2031 | 12,191,503 | 0.77 |
| 207,584,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 8.750% | 17/05/2031 | 16,812,529 | 1.07 |
| 305,892,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 7.500% | 17/06/2035 | 22,638,891 | 1.44 |
| 7,763,000,000 | Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A | IDR | 8.250% | 19/05/2036 | 607,598 | 0.04 |
| | | | | | 84,768,487 | 5.38 |
| 債券合計（取得原価　米ドル　161,040,471） | | | | | 165,135,960 | 10.49 |
| その他の規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券合計（取得原価　米ドル　161,040,471） | | | | | 165,135,960 | 10.49 |
| デリバティブ取引を除く評価額（取得原価　米ドル　1,641,609,141） | | | | | 1,485,990,849 | 94.38 |

先物取引－（0.03%）

| 枚数 | 銘柄名称 | | 評価額(米ドル) | 未実現利益(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | | | | |
| 247 | US Treasury Notes 5YR Futures 31/03/2022 | 買建 | 30,058,742 | 304,338 | 0.02 |
| 16 | US Treasury Ultra Long Bond Futures 22/03/2022 | 買建 | 3,196,000 | 84,995 | 0.00 |
| 146 | US Treasury Ultra Long Notes 10YR Futures 22/03/2022 | 買建 | 21,459,719 | 443,212 | 0.03 |
| | | | 54,714,461 | 832,545 | 0.05 |
| 先物取引未実現利益 | | | | 832,545 | 0.05 |

| 枚数 | 銘柄名称 | | 評価額(米ドル) | 未実現損失(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | | | | |
| (118) | US Treasury Long Bond Futures 22/03/2022 | 売建 | (19,112,312) | (462,968) | (0.03) |
| (370) | US Treasury Notes 10YR Futures 22/03/2022 | 売建 | (48,493,125) | (762,198) | (0.05) |
| (36) | US Treasury Notes 2YR Futures 31/03/2022 | 売建 | (7,884,844) | (23,591) | (0.00) |
| | | | (75,490,281) | (1,248,757) | (0.08) |
| 先物取引未実現損失 | | | | (1,248,757) | (0.08) |

ノン・デリバラブル債券先渡取引－0.00%

| 枚数 | 銘柄名称 | | 評価額(米ドル) | 未実現利益(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| | コロンビアペソ | | | | |
| 41,473,500,000 | BFS Finance COP Bond Forward 04/01/2022 | 買建 | 39,875 | 39,875 | 0.00 |
| ノン・デリバラブル債券先渡取引未実現利益 | | | | 39,875 | 0.00 |

外国為替予約取引－（0.76%）

| 通貨 | 元本(買) | 通貨 | 元本(売) | 償還年月日／満期日 | 未実現利益(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| EUR | 5,545,710 | PLN | 25,569,368 | 06/12/2021 | 84,465 | 0.00 |
| USD | 34,335,322 | INR | 2,566,045,148 | 07/12/2021 | 162,394 | 0.00 |
| USD | 1,330,154 | TRY | 16,892,819 | 10/12/2021 | 45,671 | 0.00 |
| USD | 1,359,100 | ZAR | 20,710,374 | 13/12/2021 | 62,391 | 0.00 |
| USD | 7,127,000 | TRY | 67,478,436 | 14/12/2021 | 2,005,667 | 0.13 |
| CAD | 26,689,398 | EUR | 17,928,663 | 15/12/2021 | 493,886 | 0.03 |
| CHF | 53,779,735 | EUR | 50,178,489 | 15/12/2021 | 1,619,757 | 0.10 |
| CHF | 21,414,666 | USD | 23,367,923 | 15/12/2021 | 22,198 | 0.00 |
| CNH | 536,035,812 | USD | 82,927,250 | 15/12/2021 | 1,160,402 | 0.06 |
| EUR | 2,874,973 | CAD | 4,141,758 | 15/12/2021 | 28,926 | 0.00 |
| EUR | 8,866,984 | PLN | 40,773,524 | 15/12/2021 | 170,791 | 0.01 |
| EUR | 8,886,403 | SEK | 89,684,126 | 15/12/2021 | 164,217 | 0.02 |
| GBP | 15,159,766 | EUR | 17,755,898 | 15/12/2021 | 44,222 | 0.00 |
| ILS | 10,470,039 | EUR | 2,884,408 | 15/12/2021 | 46,613 | 0.00 |
| JPY | 1,522,191,513 | EUR | 11,831,333 | 15/12/2021 | 53,004 | 0.00 |
| USD | 6,902,047 | AUD | 9,397,316 | 15/12/2021 | 170,808 | 0.01 |
| USD | 47,210,770 | CAD | 59,756,829 | 15/12/2021 | 409,287 | 0.03 |
| USD | 15,544,187 | CZK | 343,073,067 | 15/12/2021 | 269,889 | 0.01 |
| USD | 175,010,326 | EUR | 151,811,068 | 15/12/2021 | 2,195,109 | 0.16 |
| USD | 44,855,819 | GBP | 32,727,411 | 15/12/2021 | 1,124,815 | 0.07 |
| USD | 7,881,331 | HUF | 2,469,331,063 | 15/12/2021 | 203,510 | 0.02 |
| USD | 55,023,861 | JPY | 6,144,506,612 | 15/12/2021 | 443,585 | 0.04 |
| USD | 18,677,053 | MXN | 382,550,293 | 15/12/2021 | 783,066 | 0.06 |
| USD | 20,540,479 | NOK | 178,102,700 | 15/12/2021 | 856,068 | 0.05 |
| USD | 20,983,215 | NZD | 29,903,473 | 15/12/2021 | 536,600 | 0.04 |
| USD | 20,234,457 | PLN | 80,496,930 | 15/12/2021 | 644,015 | 0.04 |
| USD | 20,270,275 | SEK | 175,692,467 | 15/12/2021 | 774,786 | 0.06 |
| USD | 6,875,770 | SGD | 9,352,767 | 15/12/2021 | 18,064 | 0.00 |
| USD | 40,773,467 | TRY | 370,623,802 | 15/12/2021 | 12,657,728 | 0.81 |
| USD | 62,159,279 | ZAR | 928,222,245 | 15/12/2021 | 4,058,717 | 0.26 |
| USD | 2,209,258 | TRY | 26,461,542 | 20/12/2021 | 206,521 | 0.01 |
| USD | 867,861 | ILS | 2,659,126 | 21/12/2021 | 21,780 | 0.00 |
| USD | 4,094,345 | ILS | 12,846,425 | 22/12/2021 | 6,611 | 0.00 |
| ILS | 29,480,542 | USD | 9,305,800 | 24/12/2021 | 76,095 | 0.00 |
| USD | 807,095 | ILS | 2,491,097 | 24/12/2021 | 14,327 | 0.00 |
| BRL | 572,876,847 | USD | 101,424,649 | 04/01/2022 | 153,612 | 0.01 |
| TWD | 120,110,598 | USD | 4,325,037 | 19/01/2022 | 30,268 | 0.00 |
| USD | 11,190,709 | COP | 43,632,574,391 | 21/01/2022 | 354,547 | 0.02 |
| USD | 8,764,006 | ILS | 27,154,073 | 02/02/2022 | 111,533 | 0.01 |
| USD | 8,381,793 | ILS | 26,250,000 | 03/02/2022 | 17,178 | 0.00 |
| USD | 27,871,745 | ILS | 87,361,894 | 04/02/2022 | 32,967 | 0.00 |
| USD | 25,196,843 | CLP | 20,764,970,642 | 07/02/2022 | 524,213 | 0.03 |
| USD | 3,537,141 | IDR | 50,920,675,160 | 10/02/2022 | 5,327 | 0.00 |
| USD | 18,444,997 | KRW | 21,854,972,151 | 10/02/2022 | 26,742 | 0.00 |
| USD | 10,001,281 | RUB | 750,983,435 | 10/02/2022 | 21,994 | 0.00 |
| USD | 7,009,067 | TRY | 68,110,607 | 23/02/2022 | 2,020,236 | 0.13 |
| USD | 7,932,544 | TRY | 77,642,945 | 06/04/2022 | 2,380,885 | 0.15 |
| USD | 14,253,000 | TRY | 137,534,323 | 14/06/2022 | 4,809,134 | 0.31 |
| 外国為替予約取引未実現利益 | | | | | 42,124,621 | 2.68 |

外国為替予約取引

| 通貨 | 元本(買) | 通貨 | 元本(売) | 償還年月日／満期日 | 未実現損失(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| BRL | 592,017,106 | USD | 105,714,569 | 02/12/2021 | (4,780) | (0.00) |
| USD | 105,552,199 | BRL | 592,017,106 | 02/12/2021 | (157,591) | (0.01) |
| PLN | 5,313,111 | EUR | 1,155,200 | 06/12/2021 | (20,789) | (0.00) |
| INR | 2,630,370,040 | USD | 35,520,370 | 07/12/2021 | (490,805) | (0.02) |
| USD | 18,350,463 | ZAR | 293,122,388 | 09/12/2021 | (13,070) | (0.00) |
| ZAR | 344,633,430 | USD | 21,616,919 | 09/12/2021 | (26,321) | (0.01) |
| ZAR | 106,161,077 | USD | 6,925,501 | 13/12/2021 | (278,589) | (0.02) |
| TRY | 126,139,050 | USD | 14,253,000 | 14/12/2021 | (4,679,570) | (0.30) |
| AUD | 9,545,821 | NZD | 10,008,985 | 15/12/2021 | (6,070) | (0.00) |
| AUD | 31,018,800 | USD | 22,936,757 | 15/12/2021 | (718,184) | (0.05) |
| CAD | 46,695,807 | USD | 37,313,744 | 15/12/2021 | (741,638) | (0.05) |
| CZK | 221,603,378 | EUR | 8,730,627 | 15/12/2021 | (72,346) | (0.00) |
| CZK | 764,543,640 | USD | 35,286,571 | 15/12/2021 | (1,247,558) | (0.09) |
| EUR | 9,001,607 | AUD | 14,515,287 | 15/12/2021 | (150,166) | (0.01) |
| EUR | 5,987,652 | CHF | 6,478,879 | 15/12/2021 | (260,455) | (0.02) |
| EUR | 5,922,151 | CZK | 152,016,285 | 15/12/2021 | (26,546) | (0.00) |
| EUR | 2,916,661 | GBP | 2,503,137 | 15/12/2021 | (24,538) | (0.00) |
| EUR | 14,755,032 | HUF | 5,402,932,945 | 15/12/2021 | (2,690) | (0.01) |
| EUR | 11,821,328 | JPY | 1,552,932,894 | 15/12/2021 | (337,461) | (0.03) |
| EUR | 270,130,864 | USD | 311,861,159 | 15/12/2021 | (4,355,758) | (0.29) |
| GBP | 17,619,428 | USD | 23,873,441 | 15/12/2021 | (330,019) | (0.02) |
| HUF | 4,240,555,088 | EUR | 11,858,568 | 15/12/2021 | (314,247) | (0.01) |
| HUF | 7,545,034,353 | USD | 25,027,287 | 15/12/2021 | (1,567,726) | (0.10) |
| JPY | 5,404,442,775 | USD | 48,722,864 | 15/12/2021 | (716,411) | (0.03) |
| MXN | 1,697,281,853 | USD | 83,792,956 | 15/12/2021 | (4,401,723) | (0.29) |
| NOK | 184,095,951 | EUR | 17,975,431 | 15/12/2021 | (115,658) | (0.01) |
| NOK | 31,570,120 | USD | 3,654,435 | 15/12/2021 | (165,217) | (0.01) |
| NZD | 22,610,801 | USD | 16,087,228 | 15/12/2021 | (627,006) | (0.04) |
| PLN | 53,865,918 | EUR | 11,712,659 | 15/12/2021 | (223,905) | (0.00) |
| PLN | 210,655,066 | USD | 55,133,831 | 15/12/2021 | (3,866,959) | (0.25) |
| RON | 150,806,253 | USD | 35,815,008 | 15/12/2021 | (1,177,159) | (0.07) |
| SEK | 58,717,738 | EUR | 5,860,310 | 15/12/2021 | (155,587) | (0.01) |
| SEK | 119,770,281 | USD | 13,469,601 | 15/12/2021 | (179,447) | (0.01) |
| SGD | 9,221,545 | USD | 6,839,108 | 15/12/2021 | (77,617) | (0.01) |
| THB | 1,078,431,551 | USD | 32,502,036 | 15/12/2021 | (499,054) | (0.02) |
| TRY | 259,029,488 | USD | 26,664,201 | 15/12/2021 | (7,014,072) | (0.44) |
| USD | 42,845,693 | CHF | 39,369,277 | 15/12/2021 | (155,313) | (0.01) |
| USD | 124,215,537 | CNH | 806,105,272 | 15/12/2021 | (2,237,766) | (0.15) |
| USD | 4,884,590 | ILS | 15,648,024 | 15/12/2021 | (92,419) | (0.01) |
| USD | 11,562,122 | THB | 390,176,276 | 15/12/2021 | (16,549) | (0.00) |
| ZAR | 689,505,252 | USD | 46,080,676 | 15/12/2021 | (2,922,214) | (0.18) |
| ILS | 22,384,765 | USD | 7,157,795 | 22/12/2021 | (34,959) | (0.00) |
| INR | 321,326,217 | USD | 4,275,666 | 27/12/2021 | (3,039) | (0.00) |
| USD | 82,682,792 | BRL | 480,403,555 | 03/01/2022 | (2,517,804) | (0.16) |
| USD | 41,242,727 | TWD | 1,141,909,132 | 19/01/2022 | (163,797) | (0.01) |
| COP | 119,368,579,572 | USD | 31,457,989 | 21/01/2022 | (1,812,770) | (0.12) |
| CLP | 5,457,686,668 | USD | 6,762,279 | 07/02/2022 | (277,536) | (0.02) |
| MYR | 540,517,179 | USD | 129,316,814 | 09/02/2022 | (1,250,383) | (0.08) |
| PEN | 37,710,699 | USD | 9,345,898 | 10/02/2022 | (99,016) | (0.01) |
| RUB | 2,422,721,533 | USD | 33,524,265 | 10/02/2022 | (1,330,433) | (0.08) |
| TRY | 65,975,775 | USD | 6,429,988 | 23/02/2022 | (1,597,526) | (0.10) |
| TRY | 71,510,897 | USD | 7,141,591 | 06/04/2022 | (2,028,389) | (0.13) |
| TRY | 74,712,341 | USD | 7,127,000 | 14/06/2022 | (1,996,838) | (0.13) |
| USD | 8,138,701 | ILS | 26,174,346 | 07/09/2022 | (243,435) | (0.02) |
| 外国為替予約取引未実現損失 | | | | | (53,826,918) | (3.44) |

オプション－0.02%

| 想定元本 | 銘柄名称 | | | 未実現利益／損失(米ドル) | 評価額(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 買建オプション | | | | | | |
| | ユーロ | | | | | |
| 11,552,000 | Put EUR / Call PLN | Expires 02/12/2021 | Strike 4.56 | (30,169) | 13 | 0.00 |
| 11,552,000 | Put EUR / Call PLN | Expires 02/12/2021 | Strike 4.56 | (34,885) | 13 | 0.00 |
| 94,347,000 | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.12 | (164,744) | 136,124 | 0.01 |
| 102,779,000 | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.12 | (316,405) | 105,837 | 0.01 |
| 94,352,000 | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.13 | (55,418) | 341,937 | 0.02 |
| 94,095,000 | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.14 | 170,248 | 532,975 | 0.03 |
| | | | | (431,373) | 1,116,899 | 0.07 |
| | 米ドル | | | | | |
| 26,715,000 | Call USD / Put ILS | Expires 17/12/2021 | Strike 3.11 | 452,525 | 550,329 | 0.04 |
| 26,672,000 | Call USD / Put ILS | Expires 20/12/2021 | Strike 3.13 | 274,988 | 380,076 | 0.02 |
| 26,587,000 | Call USD / Put ILS | Expires 22/12/2021 | Strike 3.14 | 256,352 | 362,434 | 0.02 |
| 52,457,000 | Call USD / Put INR | Expires 23/12/2021 | Strike 75.26 | 109,373 | 253,630 | 0.02 |
| 20,417,000 | Call USD / Put ZAR | Expires 07/12/2021 | Strike 15.90 | 59,822 | 230,916 | 0.02 |
| 39,881,000 | Call USD / Put ZAR | Expires 07/12/2021 | Strike 16.15 | (92,803) | 193,901 | 0.01 |
| | | | | 1,060,257 | 1,971,286 | 0.13 |
| 買建オプション合計（取得原価　米ドル　2,459,301） | | | | | 3,088,185 | 0.20 |
| 売建オプション | | | | | | |
| | ユーロ | | | | | |
| (47,174,000) | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.13 | 122,688 | (170,961) | (0.01) |
| (46,984,000) | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.13 | 274,472 | (170,273) | (0.01) |
| (47,176,000) | Put EUR / Call USD | Expires 13/12/2021 | Strike 1.14 | 11,802 | (267,215) | (0.02) |
| | | | | 408,962 | (608,449) | (0.04) |
| | 米ドル | | | | | |
| (13,358,000) | Call USD / Put ILS | Expires 17/12/2021 | Strike 3.06 | (330,918) | (440,881) | (0.03) |
| (13,336,000) | Call USD / Put ILS | Expires 20/12/2021 | Strike 3.08 | (242,435) | (361,659) | (0.02) |
| (13,294,000) | Call USD / Put ILS | Expires 22/12/2021 | Strike 3.09 | (232,007) | (356,040) | (0.02) |
| (26,228,000) | Call USD / Put INR | Expires 23/12/2021 | Strike 74.72 | (95,522) | (231,173) | (0.02) |
| (6,651,000) | Call USD / Put TRY | Expires 17/12/2021 | Strike 12.30 | (475,387) | (550,151) | (0.04) |
| (19,941,000) | Call USD / Put ZAR | Expires 07/12/2021 | Strike 15.90 | 25,795 | (225,533) | (0.01) |
| | | | | (1,350,474) | (2,165,437) | (0.14) |
| 売建オプション合計（取得原価　米ドル　(1,832,374)） | | | | | (2,773,886) | (0.18) |
| オプション合計（取得原価　米ドル　626,927） | | | | | 314,299 | 0.02 |

スワップ契約－0.13%

| 現地通貨建想定元本額 | 支払 | 受取 | 通貨 | 償還年月日／満期日 | 未実現利益(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金利スワップ | | | | | | |
| 165,790,000 | Fixed 5.800% | Floating (BRL 1 month BRCDI) | BRL | 02/01/2023 | 1,317,152 | 0.08 |
| 78,330,000 | Floating (BRL 1 month BRCDI) | Fixed 12.400% | BRL | 02/01/2023 | 117,528 | 0.01 |
| 252,250,000 | Floating (BRL 1 month BRCDI) | Fixed 12.300% | BRL | 02/01/2024 | 445,937 | 0.03 |
| 42,760,000 | Fixed 8.495% | Floating (BRL 1 month BRCDI) | BRL | 04/01/2027 | 606,719 | 0.04 |
| 183,350,000 | Floating (BRL 1 month CETIP) | Fixed 11.230% | BRL | 04/01/2027 | 265,264 | 0.02 |
| 75,536,913,334 | Fixed 4.300% | Floating (CLP 6 month CLOIS) | CLP | 15/12/2023 | 1,445,745 | 0.09 |
| 339,937,671 | Floating (CNY 3 month LIBOR) | Fixed 2.500% | CNY | 15/09/2023 | 147,612 | 0.01 |
| 138,915,420,000 | Fixed 4.900% | Floating (COP 3 month LIBOR) | COP | 15/12/2023 | 601,762 | 0.04 |
| 5,695,023,533 | Fixed 2.700% | Floating (CZK 6 month PRIBOR) | CZK | 15/12/2023 | 2,828,235 | 0.18 |
| 2,192,755,000 | Floating (CZK 6 month PRIBOR) | Fixed 3.600% | CZK | 15/12/2023 | 465,468 | 0.03 |
| 201,643,631 | Fixed 2.200% | Floating (CZK 6 month PRIBOR) | CZK | 15/12/2031 | 219,791 | 0.01 |
| 146,350,000 | Fixed 2.600% | Floating (CZK 6 month PRIBOR) | CZK | 15/12/2031 | 46,511 | 0.00 |
| 5,643,098 | Fixed 0.000% | Floating (EUR 6 month LIBOR) | EUR | 15/12/2026 | 49,829 | 0.00 |
| 26,620,000 | Floating (EUR 6 month EURIBOR) | Fixed 0.000% | EUR | 15/12/2031 | 495,032 | 0.03 |
| 3,220,000 | Fixed 0.250% | Floating (EUR 6 month EURIBOR) | EUR | 15/12/2036 | 24,705 | 0.00 |
| 81,714,540 | Floating (ILS 3 month TELBOR) | Fixed 1.300% | ILS | 15/12/2031 | 674,426 | 0.04 |
| 2,573,110,000 | Floating (INR 6 month LIBOR) | Fixed 5.500% | INR | 15/09/2026 | 468,877 | 0.03 |
| 174,675,860,000 | Fixed 1.500% | Floating (KRW 3 month LIBOR) | KRW | 16/03/2024 | 466,054 | 0.03 |
| 406,890,000 | Fixed 6.200% | Floating (MXN 1 month TIIE) | MXN | 13/12/2023 | 306,331 | 0.02 |
| 465,360,000 | Fixed 7.150% | Floating (MXN 1 month TIIE) | MXN | 03/12/2031 | 595,532 | 0.04 |
| 73,990,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 2.250% | MYR | 17/06/2022 | 10,407 | 0.00 |
| 78,930,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 2.250% | MYR | 17/06/2022 | 11,040 | 0.00 |
| 72,640,000 | Floating (MYR 3 month LIBOR) | Fixed 2.250% | MYR | 17/06/2022 | 14,633 | 0.00 |
| 126,910,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.650% | MYR | 27/02/2024 | 782,973 | 0.05 |
| 191,640,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.693% | MYR | 01/03/2024 | 1,227,552 | 0.08 |
| 202,350,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.605% | MYR | 06/03/2024 | 1,206,917 | 0.08 |
| 31,000,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.330% | MYR | 31/05/2024 | 142,971 | 0.01 |
| 11,670,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.250% | MYR | 18/12/2024 | 47,714 | 0.00 |
| 26,240,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.250% | MYR | 18/12/2024 | 107,630 | 0.01 |
| 40,600,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.000% | MYR | 18/03/2025 | 78,238 | 0.01 |
| 20,350,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.250% | MYR | 15/12/2031 | 59,551 | 0.00 |
| 7,756,030 | Floating (PLN 6 month WIBOR) | Fixed 1.750% | PLN | 15/12/2023 | 8,350 | 0.00 |
| 12,675,000 | Fixed 1.700% | Floating (PLN 6 month WIBOR) | PLN | 15/12/2026 | 168,874 | 0.01 |
| 金利スワップ未実現利益 | | | | | 15,455,360 | 0.98 |
| クレジット・デフォルト・スワップ | | | | | | |
| 30,000 | Floating (Peruvian Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2024 | 2,728 | 0.00 |
| 7,570,000 | Floating (Philippine Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2024 | 1,437 | 0.00 |
| 4,080,000 | Floating (Qatar Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2024 | 21,061 | 0.00 |
| 4,680,000 | Floating (Saudi Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2024 | 57,604 | 0.01 |
| 1,570,000 | Floating (Russian Foreign Bond - Eurobond) | Fixed 1.000% | USD | 20/06/2025 | 8,859 | 0.00 |
| 3,920,000 | Floating (Russian Foreign Bond - Eurobond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2025 | 43,900 | 0.00 |
| 3,610,000 | Floating (Saudi Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2026 | 244 | 0.00 |
| クレジット・デフォルト・スワップ未実現利益 | | | | | 135,833 | 0.01 |
| 通貨スワップ | | | | | | |
| 12,094,613 | Fixed 21.400% | Floating (USD 3 month LIBOR) | USD | 16/03/2023 | 3,315,353 | 0.21 |
| 10,346,223 | Fixed 23.680% | Floating (USD 3 month LIBOR) | USD | 16/03/2023 | 1,757,954 | 0.11 |
| 通貨スワップ未実現利益 | | | | | 5,073,307 | 0.32 |
| スワップ契約未実現利益合計 | | | | | 20,664,500 | 1.31 |

スワップ契約

| 現地通貨建想定元本額 | 支払 | 受取 | 通貨 | 償還年月日／満期日 | 未実現損失(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金利スワップ | | | | | | |
| 37,750,000 | Floating (BRL 1 month BRCDI) | Fixed 10.565% | BRL | 02/01/2023 | (55,262) | (0.00) |
| 353,520,000 | Floating (BRL 1 month LIBOR) | Fixed 7.200% | BRL | 02/01/2023 | (2,394,056) | (0.15) |
| 16,325,000 | Fixed 11.814% | Floating (BRL 1 month BRCDI) | BRL | 02/01/2024 | (12,237) | (0.00) |
| 16,425,000 | Fixed 11.905% | Floating (BRL 1 month BRCDI) | BRL | 02/01/2024 | (13,837) | (0.00) |
| 22,000,000 | Fixed 12.185% | Floating (BRL 1 month BRCDI) | BRL | 02/01/2024 | (36,521) | (0.00) |
| 449,120,000 | Floating (BRL 1 month BRCDI) | Fixed 4.930% | BRL | 02/01/2024 | (7,178,195) | (0.46) |
| 133,895,399 | Floating (BRL 1 month CETIP) | Fixed 9.200% | BRL | 02/01/2024 | (278,415) | (0.02) |
| 9,019,550,000 | Floating (CLP 6 month LIBOR) | Fixed 5.100% | CLP | 15/12/2031 | (137,573) | (0.01) |
| 42,780,000 | Fixed 2.500% | Floating (CNY 3 month LIBOR) | CNY | 15/12/2026 | (40,658) | (0.00) |
| 4,727,010,000 | Floating (COP 3 month LIBOR) | Fixed 6.400% | COP | 15/12/2031 | (38,034) | (0.00) |
| 10,019,088 | Fixed 0.000% | Floating (EUR 6 month LIBOR) | EUR | 15/12/2023 | (11,834) | (0.00) |
| 206,260,000 | Floating (HKD 3 month HIBOR) | Fixed 1.500% | HKD | 15/09/2031 | (102,720) | (0.01) |
| 31,782,987,946 | Fixed 4.600% | Floating (HUF 6 month BUBOR) | HUF | 16/03/2024 | (27,751) | (0.00) |
| 5,382,624,594 | Fixed 4.300% | Floating (HUF 6 month BUBOR) | HUF | 16/03/2032 | (198,061) | (0.01) |
| 18,771,121 | Fixed 0.400% | Floating (ILS 3 month TELBOR) | ILS | 15/12/2023 | (34,187) | (0.00) |
| 4,404,870,000 | Fixed 4.750% | Floating (INR 6 month LIBOR) | INR | 16/03/2024 | (378,382) | (0.03) |
| 41,127,420,000 | Fixed 1.750% | Floating (KRW 3 month KWCDC) | KRW | 15/09/2031 | (348,256) | (0.02) |
| 19,680,000 | Floating (MYR 3 month LIBOR) | Fixed 2.250% | MYR | 17/06/2025 | (79,994) | (0.01) |
| 43,720,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 2.131% | MYR | 02/02/2026 | (268,944) | (0.02) |
| 54,770,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 2.000% | MYR | 16/06/2026 | (389,617) | (0.03) |
| 79,810,000 | Floating (MYR 3 month LIBOR) | Fixed 2.000% | MYR | 16/06/2026 | (39,665) | (0.00) |
| 72,530,000 | Floating (MYR 3 month KLIBOR) | Fixed 3.000% | MYR | 15/12/2031 | (329,803) | (0.02) |
| 599,410,000 | Fixed 0.250% | Floating (PLN 3 month WIBOR) | PLN | 16/12/2021 | (275,224) | (0.02) |
| 79,147,355 | Fixed 2.000% | Floating (PLN 6 month WIBOR) | PLN | 15/12/2031 | (9,923) | (0.00) |
| 1,373,630,000 | Floating (THB 6 month LIBOR) | Fixed 1.000% | THB | 15/09/2026 | (42,480) | (0.00) |
| 623,150,000 | Floating (THB 6 month LIBOR) | Fixed 1.000% | THB | 16/03/2027 | (63,107) | (0.00) |
| 16,770,000 | Fixed 1.750% | Floating (USD 3 month LIBOR) | USD | 15/12/2031 | (140,537) | (0.01) |
| 1,064,285,042 | Fixed 5.500% | Floating (ZAR 3 month JIBAR) | ZAR | 15/12/2023 | (190,578) | (0.01) |
| 85,699,867 | Floating (ZAR 3 month JIBAR) | Fixed 7.400% | ZAR | 15/12/2031 | (56,808) | (0.00) |
| 金利スワップ未実現損失 | | | | | (13,172,659) | (0.83) |
| クレジット・デフォルト・スワップ | | | | | | |
| 4,080,000 | Fixed 0.000% | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2021 | (584) | (0.00) |
| 7,410,000 | Fixed 1.000% | Floating (China Government International Bond) | USD | 20/06/2022 | (27,776) | (0.00) |
| 2,210,000 | Fixed 1.000% | Floating (China Government International Bond) | USD | 20/06/2022 | (7,273) | (0.00) |
| 1,830,000 | Floating (Colombia Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2024 | (50,822) | (0.01) |
| 590,000 | Floating (Ukraine Government International Bond) | Fixed 5.000% | USD | 20/12/2024 | (36,728) | (0.00) |
| 6,440,000 | Floating (Indonesia Government International Bond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2026 | (43,511) | (0.00) |
| 8,480,000 | Floating (Markit CDX Emerging Markets 36 Version 1 Index) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2026 | (125,130) | (0.01) |
| 430,000 | Floating (Russian Foreign Bond - Eurobond) | Fixed 1.000% | USD | 20/12/2026 | (6,232) | (0.00) |
| クレジット・デフォルト・スワップ未実現損失 | | | | | (298,056) | (0.02) |
| 通貨スワップ | | | | | | |
| 12,094,612 | Floating (USD 3 month LIBOR) | Fixed 21.400% | TRY | 16/03/2023 | (3,661,715) | (0.23) |
| 10,346,223 | Floating (USD 3 month LIBOR) | Fixed 23.680% | TRY | 16/03/2023 | (1,566,963) | (0.10) |
| 通貨スワップ未実現損失 | | | | | (5,228,678) | (0.33) |
| スワップ契約未実現損失合計 | | | | | (18,699,393) | (1.18) |
| 投資評価額（取得原価　米ドル　1,642,236,068） | | | | | 1,476,191,621 | 93.74 |
| その他資産・負債 | | | | | 98,169,602 | 6.26 |
| 投資主資本 | | | | | 1,574,361,223 | 100.00 |

| 投資合計 | 評価額<br>(米ドル) | 投資主資本割合(%) |
|---|---|---|
| デリバティブ取引を除く投資合計（取得原価　米ドル　1,641,609,141） | 1,485,990,849 | 94.38 |
| 先物取引未実現利益 | 832,545 | 0.05 |
| 先物取引未実現損失 | (1,248,757) | (0.08) |
| ノン・デリバラブル債券先渡取引未実現利益 | 39,875 | 0.00 |
| 外国為替予約取引未実現利益 | 42,124,621 | 2.68 |
| 外国為替予約取引未実現損失 | (53,826,918) | (3.44) |
| 買建オプション評価額（取得原価　米ドル　2,459,301） | 3,088,185 | 0.20 |
| 売建オプション評価額（取得原価　米ドル　（1,832,374）） | (2,773,886) | (0.18) |
| スワップ契約未実現利益 | 20,664,500 | 1.31 |
| スワップ契約未実現損失 | (18,699,393) | (1.18) |
| その他資産・負債 | 98,169,602 | 6.26 |
| 投資主資本 | 1,574,361,223 | 100.00 |

## ２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2022年６月30日現在）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 8,782,953,747円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 4,414,391,012円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 4,368,562,735円 |
| Ⅳ | 発行済口数 | 7,628,942,104口 |
| Ⅴ | １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.5726円 |

# 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

a　受益権の名義書換

該当事項はありません。

b　受益者に対する特典

該当事項はありません。

c　受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d　そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

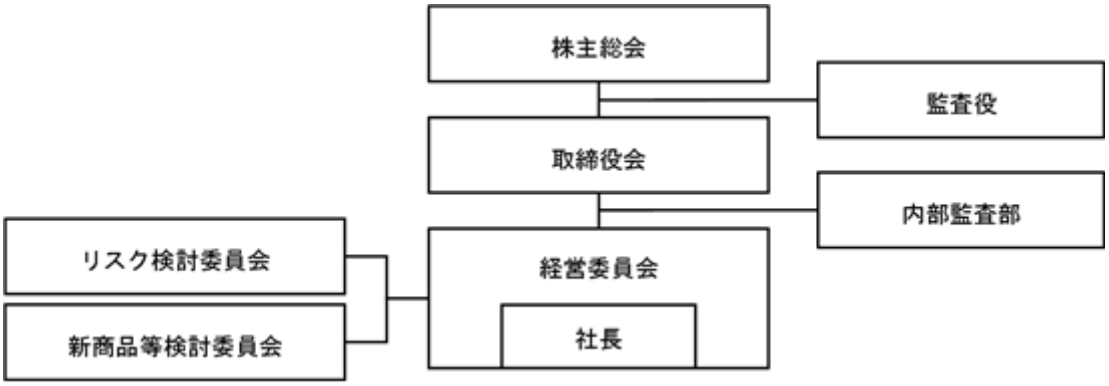


経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2022年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 121 | 3,393,254,826,167 |
| 単位型株式投資信託 | 3 | 89,654,578,130 |
| 合計 | 124 | 3,482,909,404,297 |

## ３【委託会社等の経理状況】

**１．財務諸表の作成方法について**

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

**２．監査証明について**

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第27期事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

| 期別 | | 第26期<br>（2020年12月31日現在） | | | 第27期<br>（2021年12月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 現金・預金 | | | 3,988,117 | | | 5,300,580 | |
| 短期貸付金 | | | 13,342,808 | | | 19,685,566 | |
| 支払委託金 | | | 12 | | | 12 | |
| 収益分配金 | | 12 | | | 12 | | |
| 前払費用 | | | 230,502 | | | 293,390 | |
| 未収委託者報酬 | | | 3,968,522 | | | 4,712,043 | |
| 未収運用受託報酬 | | | 1,971,086 | | | 1,806,227 | |
| 未収収益 | | | 10,811 | | | 76,694 | |
| その他流動資産 | | | 475 | | | 1,201 | |
| 流動資産計 | | | 23,512,335 | 90.2 | | 31,875,717 | 92.4 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 無形固定資産 | | | 373,458 | | | 232,062 | |
| ソフトウェア | | 373,458 | | | 232,062 | | |
| 投資その他の資産 | | | 2,184,808 | | | 2,398,920 | |
| 投資有価証券 | | 622,207 | | | 102,402 | | |
| 長期差入保証金 | | 48,548 | | | 45,217 | | |
| 繰延税金資産 | | 1,315,564 | | | 1,875,085 | | |
| その他の投資等 | | 198,487 | | | 376,214 | | |
| 固定資産計 | | | 2,558,266 | 9.8 | | 2,630,982 | 7.6 |
| 資産合計 | | | 26,070,602 | 100.0 | | 34,506,699 | 100.0 |

| 期別 | | 第26期<br>（2020年12月31日現在） | | | 第27期<br>（2021年12月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| 流動負債 | | | | | | | |
| 預り金 | | | 99,229 | | | 98,250 | |
| 未払金 | | | 3,013,716 | | | 3,944,504 | |
| 未払収益分配金 | | 158 | | | 80 | | |
| 未払手数料 | | 1,640,148 | | | 2,082,740 | | |
| その他未払金 | | 1,373,409 | | | 1,861,684 | | |
| 未払費用 | ＊1 | | 2,986,919 | | | 3,665,192 | |
| 一年内返済予定の関係会社長期借入金 | | | 4,000,000 | | | 2,000,000 | |
| 未払法人税等 | | | 861,944 | | | 1,851,474 | |
| 未払消費税等 | | | 605,302 | | | 835,489 | |
| その他流動負債 | | | 195,869 | | | 206,851 | |
| 流動負債計 | | | 11,762,981 | 45.1 | | 12,601,763 | 36.5 |
| 固定負債 | | | | | | | |
| 関係会社長期借入金 | | | 2,000,000 | | | 5,000,000 | |
| 退職給付引当金 | | | 382,052 | | | 453,175 | |
| 長期未払費用 | ＊1 | | 1,228,851 | | | 1,926,450 | |
| 固定負債計 | | | 3,610,904 | 13.9 | | 7,379,625 | 21.4 |
| 負債合計 | | | 15,373,885 | 59.0 | | 19,981,389 | 57.9 |

| 期別 | | 第26期<br>（2020年12月31日現在） | | | 第27期<br>（2021年12月31日現在） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 純資産の部 | | | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| **株主資本** | | | | | | | |
| 資本金 | | | 490,000 | | | 490,000 | |
| 資本剰余金 | | | 390,000 | | | 390,000 | |
| 資本準備金 | | 390,000 | | | 390,000 | | |
| 利益剰余金 | | | 9,731,934 | | | 13,644,338 | |
| その他利益剰余金 | | 9,731,934 | | | 13,644,338 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 9,731,934 | | | 13,644,338 | | |
| 株主資本合計 | | | 10,611,934 | 40.7 | | 14,524,338 | 42.1 |
| **評価・換算差額等** | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 84,781 | | | 972 | | |
| 評価・換算差額等合計 | | | 84,781 | 0.3 | | 972 | 0.0 |
| 純資産合計 | | | 10,696,716 | 41.0 | | 14,525,310 | 42.1 |
| 負債・純資産合計 | | | 26,070,602 | 100.0 | | 34,506,699 | 100.0 |

（２）【損益計算書】

| 期別 | | | | 第26期<br>自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日 | | | 第27期<br>自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | | | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| | | 委託者報酬 | | | 26,069,145 | | | 36,507,456 | |
| | | 運用受託報酬 | ＊２ | | 8,163,247 | | | 10,477,787 | |
| | | その他営業収益 | ＊２ | | 4,447,923 | | | 4,830,349 | |
| | | 営業収益計 | | | 38,680,316 | 100.0 | | 51,815,594 | 100.0 |
| | | 営業費用 | | | | | | | |
| | | 支払手数料 | | | 11,918,306 | | | 17,117,709 | |
| | | 広告宣伝費 | | | 91,343 | | | 97,432 | |
| | | 調査費 | | | 11,053,082 | | | 14,970,069 | |
| | | 委託調査費 | ＊２ | 11,053,082 | | | 14,970,069 | | |
| | | 委託計算費 | | | 289,006 | | | 359,564 | |
| | | 営業雑経費 | | | 302,198 | | | 319,051 | |
| | | 通信費 | | 32,119 | | | 26,474 | | |
| | | 印刷費 | | 226,826 | | | 248,216 | | |
| | | 協会費 | | 43,252 | | | 44,360 | | |
| | | 営業費用計 | | | 23,653,937 | 61.2 | | 32,863,826 | 63.4 |
| | | 一般管理費 | | | | | | | |
| | | 給料 | | | 6,981,708 | | | 7,979,647 | |
| | | 役員報酬 | | 243,660 | | | 217,075 | | |
| | | 給料・手当 | | 3,380,759 | | | 3,516,747 | | |
| | | 賞与 | | 1,402,186 | | | 1,947,536 | | |
| | | 株式従業員報酬 | ＊１ | 619,783 | | | 954,587 | | |
| | | その他の報酬 | | 1,335,318 | | | 1,343,699 | | |
| | | 交際費 | | | 29,746 | | | 31,673 | |
| | | 寄付金 | | | 225,048 | | | 89,689 | |
| | | 旅費交通費 | | | 84,258 | | | 51,224 | |
| | | 租税公課 | | | 133,009 | | | 172,609 | |
| | | 退職給付費用 | | | 255,577 | | | 225,127 | |
| | | 固定資産減価償却費 | | | 83,090 | | | 251,336 | |
| | | 事務委託費 | | | 2,143,277 | | | 2,809,506 | |
| | | 諸経費 | | | 857,945 | | | 911,677 | |
| | | 一般管理費計 | | | 10,793,662 | 27.9 | | 12,522,492 | 24.2 |
| | 営業利益 | | | | 4,232,715 | 10.9 | | 6,429,274 | 12.4 |

| 期別 | | | | 第26期<br>自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日 | | | 第27期<br>自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | | | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 経常損益の部 | 営業外損益の部 | 営業外収益 | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| | | 収益分配金 | | | 26,010 | | | 62,827 | |
| | | 受取利息 | | | 47,837 | | | 63,078 | |
| | | 為替差益 | | | 21,365 | | | ― | |
| | | 投資有価証券売却益 | | | ― | | | 144,479 | |
| | | 雑益 | | | ― | | | 1,354 | |
| | | 営業外収益計 | | | 95,213 | 0.2 | | 271,739 | 0.5 |
| | | 営業外費用 | | | | | | | |
| | | 支払利息 | ＊２ | | 37,135 | | | 77,330 | |
| | | 株式従業員報酬 | ＊１<br>＊２ | | 248,579 | | | 692,245 | |
| | | 為替差損 | | | ― | | | 19,128 | |
| | | 投資有価証券売却損 | | | 212 | | | ― | |
| | | 雑損 | | | 34 | | | ― | |
| | | 営業外費用計 | | | 285,961 | 0.7 | | 788,703 | 1.5 |
| 経常利益 | | | | | 4,041,967 | 10.4 | | 5,912,310 | 11.4 |
| 税引前当期純利益 | | | | | 4,041,967 | 10.4 | | 5,912,310 | 11.4 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | | | 1,535,106 | 4.0 | | 2,522,432 | 4.9 |
| 法人税等調整額 | | | | | △148,188 | △0.4 | | △522,524 | △1.0 |
| 当期純利益 | | | | | 2,655,049 | 6.9 | | 3,912,403 | 7.6 |

（３）【株主資本等変動計算書】

第26期
（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 2020年１月１日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 12,076,885 | 12,076,885 | 12,956,885 | 82,035 | 82,035 | 13,038,920 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △5,000,000 | △5,000,000 | △5,000,000 | | | △5,000,000 |
| 当期純利益 | | | | 2,655,049 | 2,655,049 | 2,655,049 | | | 2,655,049 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | 2,746 | 2,746 | 2,746 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | △2,344,951 | △2,344,951 | △2,344,951 | 2,746 | 2,746 | △2,342,204 |
| 2020年12月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 9,731,934 | 9,731,934 | 10,611,934 | 84,781 | 84,781 | 10,696,716 |

第27期
（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 2021年１月１日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 9,731,934 | 9,731,934 | 10,611,934 | 84,781 | 84,781 | 10,696,716 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 3,912,403 | 3,912,403 | 3,912,403 | | | 3,912,403 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | △83,809 | △83,809 | △83,809 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | 3,912,403 | 3,912,403 | 3,912,403 | △83,809 | △83,809 | 3,828,594 |
| 2021年12月31日残高 | 490,000 | 390,000 | 390,000 | 13,644,338 | 13,644,338 | 14,524,338 | 972 | 972 | 14,525,310 |

重要な会計方針

| | |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | その他有価証券<br>時価のあるもの<br>　時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。<br>時価のないもの<br>　移動平均法による原価法によっております。 |
| ２．固定資産の減価償却の方法 | 無形固定資産<br>　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。 |
| ３．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>　貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 退職給付引当金<br>　当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。<br>(3) 金融商品取引責任準備金<br>　金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。 |
| ４．収益および費用の計上基準 | 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用しております。 |
| ５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | (1) 株式従業員報酬の会計処理方法<br>　役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。<br>(2) 消費税等の会計処理<br>　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

注記事項

（収益認識に関する注記）

| 第26期<br>（2020年12月31日現在） | 第27期<br>（2021年12月31日現在） |
|---|---|
| 当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>１．委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>２．運用受託報酬<br>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。<br><br>３．その他営業収益<br>関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。<br><br>４．成功報酬<br>成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 | 同左 |

（貸借対照表関係）

| 第26期<br>（2020年12月31日現在） | 第27期<br>（2021年12月31日現在） |
|---|---|
| ＊１　関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br><br>流動負債<br>未払費用　1,440,736千円<br>固定負債<br>長期未払費用　1,203,974千円 | ＊１　関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br><br>流動負債<br>未払費用　1,521,506千円<br>固定負債<br>長期未払費用　1,834,697千円 |

（損益計算書関係）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） | 第27期<br>（自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日） |
|---|---|
| ＊１　株式従業員報酬<br>役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 | ＊１　株式従業員報酬<br>同左 |
| ＊２　関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br><br>営業収益<br>運用受託報酬　3,737,721千円<br>その他営業収益　4,103,810千円<br>営業費用<br>委託調査費　11,053,082千円<br>営業外費用<br>株式従業員報酬　235,480千円<br>支払利息　37,135千円 | ＊２　関係会社項目<br>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br><br>営業収益<br>運用受託報酬　5,286,529千円<br>その他営業収益　4,541,068千円<br>営業費用<br>委託調査費　14,970,069千円<br>営業外費用<br>株式従業員報酬　692,245千円<br>支払利息　77,330千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 6,400 | － | － | 6,400 |

２．配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年12月15日臨時株主総会 | 普通株式 | 5,000,000 | 781,250 | 2020年12月17日 | 2020年12月17日 |

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 6,400 | － | － | 6,400 |

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

| 第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日） | 第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日） |
|---|---|
| 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（金融商品関係）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） |
|---|
| (1) 金融商品の状況に関する事項<br>①　金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針<br>当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や関係会社長期借入金であります。<br><br>②　金融商品に係るリスク及びその管理体制<br>金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。<br><br>信用リスク<br>当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。<br>また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。<br><br>市場リスク<br>当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。<br><br>流動性および資金調達リスク<br>当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。 |

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 3,988,117 | 3,988,117 | － |
| 短期貸付金 | 13,342,808 | 13,342,808 | － |
| 未収委託者報酬 | 3,968,522 | 3,968,522 | － |
| 未収運用受託報酬 | 1,971,086 | 1,971,086 | － |
| 投資有価証券 | | | |
| 　その他投資有価証券 | 622,207 | 622,207 | － |
| その他未払金 | 1,373,409 | 1,373,409 | － |
| 関係会社長期借入金 | | | |
| 　一年内返済予定の関係会社長期借入金 | 4,000,000 | 4,000,000 | － |
| 　関係会社長期借入金 | 2,000,000 | 2,000,000 | － |

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 3,988,117 | － | － | － | － | － |
| 短期貸付金 | 13,342,808 | － | － | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 3,968,522 | － | － | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 1,971,086 | － | － | － | － | － |

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一年内返済予定の関係会社長期借入金 | 4,000,000 | － | － | － | － | － |
| 関係会社長期借入金 | － | 2,000,000 | － | － | － | － |

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 5,300,580 | 5,300,580 | － |
| 短期貸付金 | 19,685,566 | 19,685,566 | － |
| 未収委託者報酬 | 4,712,043 | 4,712,043 | － |
| 未収運用受託報酬 | 1,806,227 | 1,806,227 | － |
| 投資有価証券 | | | |
| その他投資有価証券 | 102,402 | 102,402 | － |
| 未払手数料 | 2,082,740 | 2,082,740 | － |
| その他未払金 | 1,861,684 | 1,861,684 | － |
| 関係会社長期借入金 | | | |
| 一年内返済予定の関係会社長期借入金 | 2,000,000 | 2,000,000 | － |
| 関係会社長期借入金 | 5,000,000 | 5,000,000 | － |

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 5,300,580 | － | － | － | － | － |
| 短期貸付金 | 19,685,566 | － | － | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 4,712,043 | － | － | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 1,806,227 | － | － | － | － | － |

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一年内返済予定の関係会社長期借入金 | 2,000,000 | － | － | － | － | － |
| 関係会社長期借入金 | － | 5,000,000 | － | － | － | － |

（有価証券関係）

**第26期**
**（自　2020年１月１日**
**至　2020年12月31日）**

**１．その他有価証券で時価のあるもの**

| 区分 | 種類 | 取得原価（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資証券 | 500,000 | 622,207 | 122,207 |

**２．当事業年度中に売却したその他有価証券**

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|
| 13,788 | 240 | 453 |

**第27期**
**（自　2021年１月１日**
**至　2021年12月31日）**

**１．その他有価証券で時価のあるもの**

| 区分 | 種類 | 取得原価（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資証券 | 101,000 | 102,402 | 1,402 |

**２．当事業年度中に売却したその他有価証券**

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|
| 2,645,479 | 189,953 | 45,474 |

（デリバティブ取引関係）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） | 第27期<br>（自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日） |
|---|---|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

（退職給付関係）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） | 第27期<br>（自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日） |
|---|---|
| １．採用している退職給付制度の概要<br>当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。<br>２．キャッシュ・バランス型年金制度<br>（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表<br>退職給付債務の期首残高　308,325千円<br>勤務費用　116,203<br>利息費用　653<br>転籍　2,700<br>数理計算上の差異の発生額　9,846<br>退職給付の支払額　△38,017<br>過去勤務費用の発生額　－<br>退職給付債務の期末残高　399,712<br>（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表<br>積立型制度の退職給付債務　399,712<br>未認識数理計算上の差異　△17,659<br>貸借対照表に計上された負債の額　382,052<br>（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額<br>勤務費用　116,203<br>利息費用　653<br>数理計算上の差異の費用処理額　3,688<br>過去勤務債務の費用処理額　－<br>確定給付制度に係る退職給付費用　120,544<br>（４）数理計算上の計算基礎に関する事項<br>割引率　0.40 ％<br>３．確定拠出制度<br>当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,589千円であります。 | １．採用している退職給付制度の概要<br>当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。<br>２．キャッシュ・バランス型年金制度<br>（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表<br>退職給付債務の期首残高　399,712千円<br>勤務費用　124,713<br>利息費用　1,585<br>数理計算上の差異の発生額　△4,396<br>退職給付の支払額　△60,833<br>過去勤務費用の発生額　78,267<br>退職給付債務の期末残高　539,048<br>（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表<br>積立型制度の退職給付債務　539,048<br>未認識数理計算上の差異　△7,606<br>未認識過去勤務費用　△78,267<br>貸借対照表に計上された負債の額　453,175<br>（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額<br>勤務費用　124,713<br>利息費用　1,585<br>数理計算上の差異の費用処理額　5,657<br>過去勤務債務の費用処理額　－<br>確定給付制度に係る退職給付費用　131,956<br>（４）数理計算上の計算基礎に関する事項<br>割引率　0.44 ％<br>３．確定拠出制度<br>当社の確定拠出制度への要拠出額は、74,862千円であります。 |

（税効果会計関係）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） | 第27期<br>（自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日） |
|---|---|
| １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳<br><br>繰延税金資産<br>未払費用　447,122千円<br>退職給付引当金　116,984<br>長期未払費用　218,787<br>無形固定資産　213,147<br>その他　356,948<br>小計　1,352,990<br>繰延税金資産合計　1,352,990<br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金　△37,425<br>小計　△37,425<br>繰延税金負債合計　△37,425<br>繰延税金資産純額　1,315,564 | １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳<br><br>繰延税金資産<br>未払費用　745,684千円<br>退職給付引当金　138,762<br>長期未払費用　302,871<br>無形固定資産　207,399<br>その他　480,797<br>小計　1,875,515<br>繰延税金資産合計　1,875,515<br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金　△429<br>小計　△429<br>繰延税金負債合計　△429<br>繰延税金資産純額　1,875,085 |
| ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳<br><br>法定実効税率　30.62 %<br>（調整）<br>賞与等永久に損金に算入されない項目　3.74 %<br>その他　△0.05 %<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率　34.31 % | ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳<br><br>法定実効税率　30.62 %<br>（調整）<br>賞与等永久に損金に算入されない項目　3.06 %<br>その他　0.15 %<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率　33.83 % |
| ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>該当事項はありません。 | ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>該当事項はありません。 |

（セグメント情報等）

第26期（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | オフショア・ファンド関連報酬等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客からの収益 | 26,069,145 | 8,163,247 | 4,447,923 | 38,680,316 |

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|---|---|---|
| 34,853,688 | 3,826,628 | 38,680,316 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | オフショア・ファンド関連報酬等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客からの収益 | 36,507,456 | 10,477,787 | 4,830,349 | 51,815,594 |

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | その他 | 合計 |
|---|---|---|
| 46,436,867 | 5,378,726 | 51,815,594 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

**(2) 有形固定資産**

**当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。**

**3．主要な顧客ごとの情報**

**外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。**

（関連当事者情報）

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク州 | 49百万ドル | 投資顧問業 | 被所有間接　75% | 投資助言（注１） | その他営業収益<br>運用受託報酬<br>委託調査費 | 4,103,810<br>3,737,721<br>11,053,082 | 未払費用 | 637,026 |
| 親会社 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク | アメリカ合衆国ニューヨーク州 | 11,212百万ドル | 持株会社 | 被所有間接 100% | 資金援助（注２）<br>費用の振替（注３）<br>株式報酬 | 営業外費用 | 272,615 | 未払費用<br>一年内返済予定の関係会社長期借入金<br>長期未払費用<br>関係会社長期借入金 | 803,710<br>4,000,000<br>1,203,974<br>2,000,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２～2.5年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第26期
（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 東京都港区 | 83,616百万円 | 金融商品取引業 | ― | 資金の調達（注１） | 営業外収益 | 42,859 | 短期貸付金<br>未払費用 | 13,342,808<br>359,915 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 英国ロンドン | 598百万ドル | 証券業 | ― | 費用の振替（注２）資産の保有等 | ― | ― | 未払費用 | 306,046 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク州 | 128百万ドル | 投資顧問業 | 被所有<br>間接　75% | 投資助言（注１） | その他営業収益<br>運用受託報酬<br>委託調査費 | 4,541,068<br>5,286,529<br>14,970,069 | 未払費用 | 365,955 |
| 親会社 | ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク | アメリカ合衆国ニューヨーク州 | 10,712百万ドル | 持株会社 | 被所有<br>間接 100% | 資金援助（注２）<br>費用の振替（注３）<br>株式報酬 | 営業外費用 | 769,575 | 未払費用<br>一年内返済予定の関係会社長期借入金<br>長期未払費用<br>関係会社長期借入金 | 1,155,551<br>2,000,000<br>1,834,697<br>5,000,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
役員及び個人主要株主等
　該当事項はありません。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 東京都港区 | 83,616百万円 | 金融商品取引業 | ― | 資金の調達（注１） | 営業外収益 | 63,078 | 短期貸付金<br>未収収益<br>未払費用 | 19,685,566<br>59,590<br>909,832 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 英国ロンドン | 598百万ドル | 証券業 | ― | 費用の振替（注２）資産の保有等 | ― | ― | 未払費用 | 605,697 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

| 第26期<br>（自　2020年１月１日<br>至　2020年12月31日） | | 第27期<br>（自　2021年１月１日<br>至　2021年12月31日） | |
|---|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 1,671,361円97銭 | １株当たり純資産額 | 2,269,579円81銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 414,851円50銭 | １株当たり当期純利益金額 | 611,313円01銭 |
| 損益計算書上の当期純利益 | 2,655,049千円 | 損益計算書上の当期純利益 | 3,912,403千円 |
| １株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 | 2,655,049千円 | １株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 | 3,912,403千円 |
| 差額 | － | 差額 | － |
| 期中平均株式数 | | 期中平均株式数 | |
| 普通株式 | 6,400株 | 普通株式 | 6,400株 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。 | | 同左 | |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

# 第２【その他の関係法人の概況】

## １【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

| 名称 | 資本金の額<br>（2022年3月末日現在） | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額<br>（2022年3月末日現在） | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 48,323百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 17,495百万円 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945百万円 | |

## ２【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## ３【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

# 第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 2022年3月 1日 | 臨時報告書 |
| 2022年3月22日 | 有価証券届出書 |
| 2022年3月22日 | 有価証券報告書 |
| 2022年5月26日 | 臨時報告書 |

# 独立監査人の監査報告書

2022年３月４日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　健　志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年８月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＳ エマージング通貨債券ファンド（米ドル売り円買い）の2021年12月23日から2022年６月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＳ エマージング通貨債券ファンド（米ドル売り円買い）の2022年６月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

**利害関係**

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。